

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略) (職員の範囲)</p> <p>第 3 条 (略) (1)～(4) (略) (5) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第 3 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員</p> <p>第 4 条～第 12 条 (略)</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等)</u></p> <p>第 12 条の 2 <u>理事長は、職員の給与に関する規程第 11 条第 1 項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及びこれに準ずる職であって次項で定める職 (以下「管理監督職」という。) を占める職員で管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間 (以下「異動期間」という。) (第 12 条の 6 第 1 項から第 4 項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ) に、管理監督職以外の職 (以下「他の職」という。) への降任又は転任 (降給を伴う転任に限る。) (以下「他の職への降任等」という。) をするものとする。ただし、異動期間に、この規則の他の規定により当該職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第 19 条第 1 項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項のこれに準ずる職は、職員の給与に関する規程第 8 条第 1 号に規定する事務職等給料表 (1) の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるものの職とする。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60 年とする。</u></p> <p><u>(管理監督職への任用の制限)</u></p> <p>第 12 条の 3 <u>理事長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日 (他の職への降任等をされた職員にあっては、当該他の職への降任等をされた日) 以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略) (職員の範囲)</p> <p>第 3 条 (略) (1)～(4) (略) (新規)</p> <p>第 4 条～第 12 条 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>【第 12 条の 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理監督職勤務上限年齢制 (役職定年制) の導入に伴う新設</li> <li>役職定年制の対象となる管理監督職に準ずる職を規定</li> <li>役職定年年齢を 60 歳とすることを規定</li> </ul> <p>【第 12 条の 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役職定年年齢に達した者の管理監督職への任用の制限について規定</li> </ul>

新	旧	改正理由等
<p><u>(適用除外)</u>  <u>第12条の4 前2条の規定は、医師及び歯科医師の職を占める職員には適用しない。</u></p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u>  <u>第12条の5 理事長は他の職への降任等を行うにあたっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る理事長が別に定める標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。</u></p> <p><u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、他の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等も行う場合には、第1号に掲げる基準その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u>  <u>第12条の6 理事長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げるいずれかの事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に第16条第3号に規定する定年退職日（以下この条において「定年退職日」という。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充するこ</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>【第12条の4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師及び歯科医師の職を占める職員を役職定年制の適用除外とすることを規定</li> </ul> <p>【第12条の5】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役職定年制による降格等に当たって遵守すべき基準を規定</li> </ul> <p>【第12条の6】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役職定年年齢による降任をすべき職員について、勤務延長と同様の事由があると認めるときは、異動期間を延長し、引き続き管理監督職として勤務できることを規定</li> </ul>

新	旧	改正理由等
<p><u>とができず業務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該職務に係る業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により業務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことできない。</u></p> <p><u>3 理事長は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として理事長が別に定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適正を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により、当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認められるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p><u>4 理事長は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職定年による異動期間の延長の再延長について規定</li>   <li>・上記により異動期間を延長できる場合を除き、特定管理監督職群（理事長が別に定める特定の管理監督職）に属する職員について、降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認める時は、異動期間を延長し、当該職群内では、引き続き管理監督職として勤務・異動できることを規定</li> </ul>

新	旧	改正理由等
<p><u>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</u>  第12条の7 理事長は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</p> <p><u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u>  第12条の8 理事長は第12条の6の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、当該職員の他の職への降任等をするものとする。</p> <p>第13条～第15条 (略)</p> <p>(退職)  第16条 (略)  (1)～(2) (略)  (3) 定年に達した日以後における最初の3月31日 <u>(以下「定年退職日」という。)</u> に到達したとき。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(定年)  第18条 <u>次の各号に掲げる</u> 職員の定年は、<u>年齢65年とする。</u>  (1) 医師及び歯科医師  (2) 衛生検査技能及び病棟技能に関する業務に従事する職員  (3) 前2号以外の職員</p> <p>(定年による退職の特例)  第19条 理事長は、定年に達した職員が<u>第16条第3号</u>の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げるいずれかの事由がある</u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。</u>ただし、<u>第12条の6の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)</u>を延長した職員であって、<u>定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>第13条～第15条 (略)</p> <p>(退職)  第16条 (略)  (1)～(2) (略)  (3) 定年に達した日以後における最初の3月31日に到達したとき。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(定年)  第18条 <u>職員の定年は、次の各号に定めるとおりとする。</u>  (1) 医師及び歯科医師 <u>年齢65年</u>  (2) 衛生検査技能及び病棟技能に関する業務に従事する職員 <u>年齢63年</u>  (3) 前2号以外の職員 <u>年齢60年</u></p> <p>(定年による退職の特例)  第19条 理事長は、定年に達した職員が<u>前条</u>の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と認めるときは、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員をその者が定年退職日において従事していた職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u>ただし、<u>理事長が特に認める者については、その限りではない。</u></p>	<p>【第12条の7】  ・異動期間を延長等する場合にはあらかじめ職員の同意を得なければならないことを規定</p> <p>【第12条の8】  ・異動期間を延長した場合に、異動期間を延長する事由が消滅した場合に、原則どおり役職定年制による降任をするものとするを規定</p> <p>【第16条】  ・定年退職日の定義を規程(第3号)</p> <p>【第18条】  ・職員の定年を60歳から65歳に改正</p> <p>【第19条】  ・引用条文誤りのため改める。  ・第12条の6に規定する役職定年の特例により、管理監督職に係る異動期間を延長している職員で、定年退職日に管理監督職を占めている職員の勤務延長につい</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該職務に係る業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、<u>これらの期限の翌日から起算して</u>1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書きに規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 理事長は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について</u>第1項の期限又は前項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>4 理事長は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合、第2項の規定により期限を延長する場合又は前項の規定により期限を繰り上げる場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>5 前各項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。</p> <p><u>(定年前再雇用短時間勤務職員の雇用)</u></p> <p><u>第20条 理事長は、年齢60年に達した日以後に退職をした職員（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、第3条に規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に雇用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を雇用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過したものであるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項のほか必要な事項については、地方独立行政法人神奈川県立病院</u></p>	<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その</u>職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずる<u>とき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その</u>職員の退職による欠員を容易に補充することができ<u>ないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該職務に係る業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その</u>職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずる<u>とき。</u></p> <p>2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続き<u>存する</u>と認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その</u>期限は、<u>その</u>職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 理事長は、第1項の期限又は前項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が存しなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げることができる。</p> <p>4 理事長は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合、第2項の規定により期限を延長する場合又は前項の規定により期限を繰り上げる場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>5 前各項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。</p> <p>(定年退職者等の再雇用)</p> <p>第20条 理事長は、第16条第3号の規定により退職した職員、前条の規定により勤務した後退職した職員等を再雇用することができる。</p> <p>2 前項のほか必要な事項については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則で定める。</p>	<p>ては、第12条の6第1項及び第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限ることとすることを規定</p> <p>【第20条】 ・定年前再雇用短時間勤務職員の雇用について規定</p>

新	旧	改正理由等												
<p><u>機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則で定める。</u></p> <p>第21条～第74条 (略)</p> <p>附 則 1～8 (略) <u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p>9 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第18条第2号に掲げる職員の定年に係る同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="163 688 1291 783"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table> <p>10 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第18条第3号に掲げる職員の定年に係る同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="163 961 1291 1150"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table> <p><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p>11 <u>理事長は、当分の間、職員（第18条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第18条第2号に掲げる職員にあっては、年齢63年。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日まで期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	<p>第21条～第74条 (略)</p> <p>附 則 1～8 (略) (新規) (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規) (新規)</p> <p>(略)</p>	<p>【附則第9項及び第10項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定年に関する経過措置として、定年引上げが完成する令和13年度までの間、定年が2年に1歳ずつ引き上げられることを規定</li> <li>・定年引上げ前の定年が63歳の職については、通常の職員の定年が64歳に引きあがる令和11年度から引上げを開始することを規定（第9項）</li> </ul> <p>【附則11項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供・意思確認制度の導入に伴う新設</li> <li>・当分の間、職員が59歳に達する年度に、当該職員が60歳（引上げ前定年が63歳の職は63歳）に達する年度の前年度に情報提供するとともに、その職員の勤務の意思を確認するよう努めることを規定（引き上げ前定年が65歳の医師・歯科医師は対象外）</li> </ul>
令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年													
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年													
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年													
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年													
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年													
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年													

新	旧	改正理由等
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u> (勤務延長に関する経過措置)</p> <p><u>2 理事長は、基準日（この規則の施行日（以下「施行日という」）、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の就業規則（以下「新規則」という。）第18条に規定する定年（以下「新規則定年」という。）が基準日の前日における新規則定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の就業規則（以下「旧規則」という。）第18条に規定する定年（以下「旧規則定年」という。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の理事長が別に定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新規則第19条第1項若しくは第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新規則定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧規則定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</u> (定年退職者等の再雇用に関する経過措置)</p> <p><u>3 理事長は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下、この項において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を雇用しようとする職に係る旧規則定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧規則定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を再雇用することができる。</u> (1) <u>施行日前に旧規則第16条第3項の規定により退職した者</u> (2) <u>25年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者</u> (3) <u>25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧規則第20条第1項の規定による再雇用又はこの項若しくは次項の規定により再雇用をされたことがある者</u></p> <p><u>4 令和14年3月31日までの間、理事長は次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を雇用しようとする職に係る新規則定年に達している者を再雇用することができる。</u> (1) <u>施行日以後に新規則第16条第3号の規定により退職した者</u> (2) <u>施行日以後に新規則第19条第1項又は第2項の規定により勤務し</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新規) (新規) (新規)</p> <p>(新規) (新規)</p> <p>(新規)</p>	<p><b>【改正附則第2項】</b> ・定年の段階的引き上げ期間中において、勤務延長職員が一時的に定年年齢に達していない時期が生じた場合であっても、定年に達している職員と同様に昇任等ができないことを規定</p> <p><b>【附則第3～5項】</b> ・定年引上げが完成する令和13年度末まで、引上げ後の定年～65歳まで現行の再雇用制度と同様に定年退職者等を再雇用することができる経過措置を規定</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>た後退職した者</u></p> <p><u>(3) 施行日以後に新規則第20条の規定により雇用された定年前再雇用短時間勤務職員のうち、定年前再雇用短時間職員就業規則第6条第1項第3号の規定により退職した者</u></p> <p><u>(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者</u></p> <p><u>(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、再雇用されたことがある者</u></p> <p><u>5 前項のほか必要な事項については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則で定める。</u> <u>(定年前再雇用短時間勤務職員に関する経過措置)</u></p> <p><u>6 理事長は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新規則定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新規則定年をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新規則定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他理事長が別に定める短時間勤務の職（以下この項において「新規則原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新規則第20条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新規則第19条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新規則原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新規則定年相当年齢に達している者（基準日以後に設置された又は名称が変更された短時間勤務の職にあつては、上記の職が基準日の前日に設置されていたと仮定した場合に適用される定年に達している者）を、新規則第20条第1項の規定により雇用することができず、新規則原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新規則第20条第1項の規定により雇用された職員（以下この項において「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新規則原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新規則定年相当年齢に達している定年前再雇用短時間勤務職員（基準日以後に設置された又は名称が変更された短時間勤務の職にあつては、その職が基準日の前日に設置されていたと仮定した場合に適用される定年に達している定年前再雇用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>【改正附則第6項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定年の段階的引き上げ期間中において、定年再雇用短時間勤務職員の雇用期間終了時点で再び定年前となる場合があるが、改めて定年前再雇用短時間勤務職員に雇用することができないことを規定</li> </ul>





地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等								
<p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(再雇用職員等)</p> <p>第 3 条 この規則において再雇用職員等とは、法人に雇用される者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 再雇用職員とは、<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則(以下「就業規則」という。)</u> <u>令和 5 年 4 月 1 日施行附則第 4 項及び第 5 項の規定</u>により雇用された者で、1 年を超えない範囲内で雇用期間を定め、常時勤務を要する職に雇用された者をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>第 2 章 人事</p> <p>(雇用)</p> <p>第 4 条 <u>就業規則令和 5 年 4 月 1 日施行附則第 4 項及び第 5 項</u>に基づく再雇用は、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であつて、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律一部改正法附則第 3 項に基づき、なお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 2 項に基づく労使協定により定められた基準に基づいて行う。</p> <p>2 前項の場合において、<u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間における当該基準の適用については、64 歳以上の者を対象に行うものとする。</u></p>	<p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(再雇用職員等)</p> <p>第 3 条 この規則において再雇用職員等とは、法人に雇用される者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 再雇用職員とは、<u>法人の定年退職者等(地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則(以下「就業規則」という。)</u> <u>第 16 条第 3 号の規定により退職した者若しくは同規則第 19 条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして次項で定める者をいう。)</u> <u>のうち、次条の規定</u>により雇用された者で、1 年を超えない範囲内で雇用期間を定め、常時勤務を要する職に雇用された者をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第 1 号に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものは、次の各号に掲げる者とする。ただし、その者がその者を雇用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りではない。</p> <p>(1) 25 年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者</p> <p>(2) 前号に該当する者として再雇用をされたことがある者(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>第 2 章 人事</p> <p>(雇用)</p> <p>第 4 条 就業規則第 20 条第 1 項の規定に基づく再雇用は、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であつて、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律一部改正法附則第 3 項に基づき、なお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 2 項に基づく労使協定により定められた基準に基づいて行う。</p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1374 1787 2490 1967"> <tr> <td>平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで</td> <td>61 歳</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで</td> <td>62 歳</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで</td> <td>63 歳</td> </tr> <tr> <td>平成 34 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで</td> <td>64 歳</td> </tr> </table>	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	61 歳	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	62 歳	平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで	63 歳	平成 34 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで	64 歳	<p><b>【第 3 条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就業規則の改正に伴う引用規定の修正</li> <li>再雇用職員として雇用できる者は、就業規則令和 5 年 4 月 1 日施行附則に規定されているため削る</li> </ul> <p><b>【第 4 条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引用規定を修正</li> <li>経過措置として効力を失っている期間を削る。</li> </ul>
平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	61 歳									
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	62 歳									
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで	63 歳									
平成 34 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで	64 歳									

新	旧	改正理由等
<p>第5条～第6条 (略)</p> <p>(雇用期間の更新)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2 第4条第2項に規定する者の前項に規定する雇用期間の更新は、再雇用職員等が、同条に規定する労使協定により定められた基準に該当した場合に行うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 再雇用職員等には、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）を準用する。ただし、同規程第12条から第14条まで、第16条、第18条、第26条、<u>第29条</u>（第5項及び第6項は除く。）<u>及び附則第23項</u>の規定並びに地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程は準用しない。</p> <p>13～14 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 再雇用職員等<u>の療養休暇については、期間の定めのない職員の例による。</u></p> <p>10～12 (略)</p> <p>13 再雇用職員等に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇又は無給休暇として子の看護休暇及び介護休暇を与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第2の9の項の規定を、介護休暇については同表第2の11の項の規定を準用する。</p> <p>14～15 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>第5条～第6条 (略)</p> <p>(雇用期間の更新)</p> <p>第7条 再雇用職員等の雇用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。</p> <p><u>2 前項に規定する雇用期間の更新は、再雇用職員等が、第4条に規定する労使協定により定められた基準に該当した場合に行うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 再雇用職員等には、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）を準用する。ただし、同規程第12条から第14条まで、第16条、第18条、第26条<u>及び</u>第29条（第5項及び第6項は除く。）の規定並びに地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程は準用しない。</p> <p>13～14 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>再雇用職員等が業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病のため療養を要すると認める場合においては、必要と認める期間について、有給休暇として療養休暇を与えることができる。</u></p> <p>10～12 (略)</p> <p>13 再雇用職員等に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇又は無給休暇として子の看護休暇及び介護休暇を与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第2の9の項の規定<u>中子の看護休暇に関する部分</u>を、介護休暇については就業規則別表第2の11の項の規定<u>中介護休暇に関する部分</u>を準用する。</p> <p>14～15 (略)</p> <p><u>16 6月以上の機関をもって雇用された再雇用職員及び再雇用短時間勤務職員が傷病のため療養を要すると認められる場合（第9項の規定により療養休暇が与えられる場合を除く。）には、その願い出に基づき、当該雇</u></p>	<p>【第7条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第4条の経過措置を踏まえた改正</li> </ul> <p>【第9条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給料月額7割措置とする附則第23項の規定を準用しないこととする規定</li> </ul> <p>【第10条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年4月1日適用改正内容の修正漏れ。（第9項、第16項及び第17項）</li> <li>文言の整理（14項と統一の表現）</li> </ul> <p>・平成28年4月1日適用改正内容の修正</p>

新	旧	改正理由等
<p>(削除)</p> <p><u>16</u> 所属長（地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第 15 条第 2 項に規定する総長等及び同規程第 7 条第 1 項に規定する本部の人事部長をいう。）は、必要やむを得ないと認める場合においては、再雇用職員等に対して、その願い出に基づき、無給休暇を与えることができる。</p> <p>第 11 条～13 条 （略） 附 則 1～4 （略）</p> <p><u>5</u> <u>この規則は、令和 14 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</u></p> <p>(略) 附則 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表 1 <u>(第 9 条関係)</u> (略) 備考 (略)</p> <p>別表 2 (第 10 条関係) (略)</p>	<p><u>用された期間内につき 90 日の範囲内で有給休暇として特別休暇を与えることができる。</u></p> <p><u>17</u> <u>前項の再雇用職員及び再雇用短時間勤務職員につき 6 月以上の期間をもつて雇用の更新があつた場合における同項の特別休暇については、同項に規定する雇用された期間の初日から起算して 1 年の期間内においては、90 日を越えることはできない。</u></p> <p><u>18</u> 所属長（地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第 15 条第 2 項に規定する総長等及び同規程第 7 条第 1 項に規定する本部の人事部長をいう。）は、必要やむを得ないと認める場合においては、再雇用職員等に対して、その願い出に基づき、無給休暇を与えることができる。</p> <p>第 11 条～13 条 （略） 附 則 1～4 （略） (新規) (略)</p> <p>別表 1 (略) 備考 (略)</p> <p>別表 2 (第 10 条関係) (略)</p>	<p>漏れ。(第 9 項、第 16 項及び第 17 項)</p> <p>【附則第 5 項】 ・令和 13 年度末の再雇用制度廃止に伴う規則廃止規定</p>

定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則  
(案)

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

## 目 次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 人事（第5条～第6条）

第3章 給与（第7条）

第4章 勤務時間等（第8条）

第5章 その他（第9条～第11条）

附則  
別表

# 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する定年前再雇用短時間勤務職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(関係法令)

第2条 この規則に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他関係法令の定めるところによる。

(定年前再雇用短時間勤務職員)

第3条 この規則において職員とは、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第20条第1項の規定により法人に雇用された者をいう。

(雇用期間)

第4条 職員の雇用期間は、採用の日から就業規則第20条第1項に規定する定年退職日相当日までとする。

## 第2章 人事

(勤務条件の明示)

第5条 職員として雇用しようとする者には、その雇用に際して、次の各号に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 勤務の場所及び従事すべき業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を2組以上に分けて勤務させる場合における勤務時転換に関する事項
- (4) 給与（退職手当を含む。）の決定、計算及び支払の方法、給与の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(退職、解雇等)

第6条 職員は、次の各号のいずれかに該当した場合には退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己都合による辞職を願い出て、承認されたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第4条に規定する雇用期間の末日が到来したとき。

2 職員の解雇、懲戒処分等については、就業規則第21条から第25条まで並びに同規則

第 62 条及び第 63 条の規定を準用する。

### 第 3 章 給与

(給与)

- 第 7 条 職員の給料月額、別表 1 に掲げるその者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 2 職員の期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 21 条第 2 項第 1 号に該当したことにより解雇し、又は死亡した職員で理事長が定めるものについても、同様とする。
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 67.5 を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める職員に限る。以下「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分の 57.5 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6 箇月 100 分の 100
  - (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
  - (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
  - (4) 3 箇月未満 100 分の 30
- 4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあつては、理事長が別に定める日現在）において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。
- 5 事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第 3 項の期末手当基礎額とする。
- 6 第 3 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 7 職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 21 条第 2 項第 1 号に該当したことにより解雇し、又は死亡した職員で理事長が別に定めるものについても、同様とする。
- 8 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、100 分の 47.5（特定幹部職員にあつては 100 分の 57.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。



- 9 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。
- 10 第5項の規定は、第8項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 11 職員には、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）を準用する。ただし、同規程第12条から第14条まで、第16条、第18条、第26条、第29条（第5項及び第6項は除く。）及び附則第23項の規定並びに地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程は準用しない。
- 12 職員についての前項に規定する給与規程の準用に関しては、次の各号の規定による。
- (1) 給与規程第20条第2項に規定する時間外勤務手当等基礎額については、次の計算式によって得られた額とする。

$$\frac{(\text{給料月額} + \text{地域手当}) \times 12 \text{ 月}}{\text{当該職員の 1 週間当たりの勤務時間} \times \text{年間の週数} - \text{休日分相当時間}}$$

年間の週数は52週、休日分相当時間は理事長が別に定める時間に当該職員の1週間当たりの勤務時間を乗じたものを38時間45分で除して得た時間数とする。

- (2) 職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する給与規程第20条第2項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- (3) 7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について給与規程第20条第4項及び第5項の規定の適用がある場合における当該時間に対する給与規程第20条第5項の規定の適用については、同項中「」から同項に規定する理事長が定める割合」とあるのは、「」から100分の100」とする。
- 13 前項までの規定のほか、職員の給与について必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 第4章 勤務時間等

(勤務時間等)

第8条 職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とする。
- (2) 休憩時間は、労基法第34条の規定に基づき、理事長が定めるものとする。
- (3) 第1号の規定による勤務時間は、理事長が別に定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において割り振る。ただし、特別の勤務に従事する職員については、理事長が別に定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。
- (4) 正規の勤務時間とは、前号の規定により割り振られた勤務時間をいう。
- 2 職員の週休日は、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において設けることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員については、理事長が別に定める期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合に限り、理事長が別に定めるところにより、週休日について別に定めることができる。

- 4 職員のうち理事長が別に定める者の休日は、期間の定めのない職員の例によるものとし、その他の職員の休日については、次に掲げる日とする。ただし、次の各号に掲げる日が前2項の規定により週休日とされた日に当たる場合を除く。この場合において、休日とは給与の支給を受けて、正規の勤務時間による勤務を免除される日をいう。
- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日(前号に該当する日を除く。)
- 5 職員の週休日等の振替、半日勤務時間の割振り変更及び時間外勤務等については、期間の定めのない職員の例による。
- 6 職員の年次休暇は、次の各号に掲げるところにより、有給休暇として与えるものとする。この場合において、就業規則第51条第4項、第51条の2第1項から第3項、第51条の3並びに同規則第53条第1項及び第2項の規定を準用する。
- (1) その者の勤務時間等を考慮し1年につき20日を超えない範囲内で理事長が別に定める日数の休暇とし、職員雇用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該雇用された年における年次休暇の日数は、当該雇用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。この場合において、就業規則第51条第2項の規定を準用する。
  - (2) 年次休暇(この号の規定により繰り越されたものを除く。)は、前号の規定により定められている日数からその年に受けた年次休暇の日数(前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。)を差し引いた日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 7 職員の療養休暇については、期間の定めのない職員の例による。
- 8 職員の生理休暇は、生理日の勤務が著しく困難な女性の職員の場合に、その都度必要と認める期間とする。ただし、その期間のうち2日までを有給休暇とする。
- 9 職員の忌引休暇は、期間の定めのない職員の例による。
- 10 職員に対して、その願い出に基づき、有給休暇として慶弔休暇を与えることができる。この場合の与えることができる日数は、別表2の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める期間とする。
- 11 職員に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇又は無給休暇として子の看護休暇及び介護休暇を与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第2の9の項の規定を、介護休暇については同表の11の項の規定を準用する。
- 12 職員に対して、理事長が別に定めるところにより、有給休暇として育児参加休暇を与えることができる。この場合において、就業規則別表第2の10の項の規定を準用する。
- 13 職員が次に掲げる理由により第1項及び第2項の規定によるその者の勤務時間中に勤務することができない場合において、その願い出に基づき、必要と認める期間(第1号に掲げる理由によるときは、連続する7日の範囲内において必要と認める期間)、第8号に掲げる理由によるときはその都度必要と認める日又は時間について、有給休暇として特別休暇を与えることができる。
- (1) 地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由
    - ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難
    - イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保

ウ ア又はイに掲げる理由に準ずるもの

- (2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤の著しい困難
  - (3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際しての退勤途上における身体の危険回避
  - (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他の官公庁への出頭
  - (5) 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合の当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等
  - (6) 選挙権その他公民としての権利を行使するため願い出があったこと及び所属機関の責に帰すべき理由により業務の全部又は一部が停止されること。
  - (7) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑又は渋滞の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき。
  - (8) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるとき。
- 14 所属長（地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第15条第2項に規定する総長等及び同規程第7条第1項に規定する本部の人事部長をいう。）は、必要やむを得ないと認める場合においては、職員に対して、その願い出に基づき、無給休暇を与えることができる。

## 第5章 その他

（社会保険等）

第9条 職員の社会保険等の適用については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）その他関係法令の定めるところによる。

（業務上の災害等）

第10条 職員の業務上又は通勤による災害に対する補償については、労基法、労働者災害補償保険法その他関係法令の定めるところによる。

（実施細目）

第11条 この規則に定めるもののほか、職員について必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第7条関係)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
事務職等給料表(1)	187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
	他の給料表の適用を受けないすべての定年前再雇用短時間勤務職員に適用する。								
事務職等給料表(2)	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700				
	病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う定年前再雇用短時間勤務職員に適用する。								
技術研究職給料表	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400	426,100			
	病院に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った定年前再雇用短時間勤務職員に適用する。								
医療職給料表(1)	297,400	339,900	394,200	467,400	567,300				
	病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師である定年前再雇用短時間勤務職員に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。								
医療職給料表(2)	188,700	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000			
	病院に勤務する定年前再雇用短時間勤務職員で備考2に掲げる者に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。								
医療職給料表(3)	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600		
	病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師及び准看護師である定年前再雇用短時間勤務職員に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。								
福祉職給料表	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800			
	病院に勤務し、相談指導等を行う相談員、心理判定員及び保育士である定年前再雇用短時間勤務職員に適用する。								
技能職給料表	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700				
	病院に勤務する単純な労務に雇用される定年前再雇用短時間勤務職員（事務職等給料表(2)の適用を受ける定年前再雇用短時間勤務職員を除く。）に適用する。								

## 備考

- 1 表中の数字は単位を円とし、給料月額を指すものとする。
- 2 医療職給料表(2)を適用する定年前再雇用短時間勤務職員は、次のとおりとする。
  - (1) 調剤業務を行う薬剤師
  - (2) 栄養管理業務を行う栄養士
  - (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
  - (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者
  - (5) 臨床工学技士
  - (6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士
  - (7) 視能訓練士
  - (8) 歯科衛生士及び歯科技工士
  - (9) あん摩マッサージ指圧師
  - (10) 遺伝カウンセラー
  - (11) 前各号に類する医療技術者

別表2（第8条関係）

1週間の勤務日数 1年間の勤務日数	休暇日数
5日 217日以上	5日以内
4日 169日から216日まで	4日以内
3日 121日から168日まで	3日以内
2日 73日から120日まで	2日
1日 48日から72日まで	1日

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第 26 条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（任期付研究員、任期付職員、再雇用職員等、<u>定年前再雇用短時間勤務職員</u>、契約職員、非常勤職員及び短期非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(時間外勤務手当等の支給方法)</p> <p>第 4 条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当、救急呼出待機手当及び管理職員特別勤務手当</u>（次項において「時間外勤務手当等」という。）は、月の初日から末日までの 1 月を計算期間とし、当月の分を翌月の支給日に支給する。</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の<u>総額</u>は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあつては、理事長が別に定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 100（特定幹部職員にあつては、100 分の 120）を乗じて得た<u>総額</u>を超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 (承継職員に係る給料表の適用)</p> <p>2 (略) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p><u>3 削除</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第 26 条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（任期付研究員、任期付職員、再雇用職員、契約職員、非常勤職員及び短期非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(時間外勤務手当等の支給方法)</p> <p>第 4 条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び宿日直手当</u>（次項において「時間外勤務手当等」という。）は、月の初日から末日までの 1 月を計算期間とし、当月の分を翌月の支給日に支給する。</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の<u>額</u>は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあつては、理事長が別に定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 100（特定幹部職員にあつては、100 分の 120）を乗じて得た<u>額</u>を超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 (承継職員に係る給料表の適用)</p> <p>2 (略) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p><u>3 承継職員のうち、平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表（前項の規定により施行日に適用することとなる給料表を含む。）の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（適用される給料表及びその職務の級がそれぞれ給与規程附則第 16 項の表の</u></p>	<p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・各手当規程に係る規定もれ</p> <p>・文言の修正</p> <p>・経過措置が終了しているため削除</p>

新	旧	改正理由等																																																
<p>4 削除</p> <p>(略)</p>	<p>給料欄及び職務の級欄に掲げるものである職員並びに附則第 18 項の規程の適用を受ける職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）にあっては、附則第 16 項及び第 18 項の規程を適用する前の額（以下この項において「適用前給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額（施行日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成 27 年 3 月 31 日までの間、給料月額（減額改定対象職員にあっては、適用前給料月額）のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1) 適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員 100 分の 99.83</p> <table border="1" data-bbox="1377 726 2368 1675"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事務職等給料表(1)</td> <td>1 級</td> <td>1 号給から 56 号給まで</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 号給から 24 号給まで</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>1 号給から 8 号給まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務職等給料表(2)</td> <td>1 級</td> <td>1 号給から 68 号給まで</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 号給から 32 号給まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究職給料表</td> <td>1 級</td> <td>1 号給から 56 号給まで</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 号給から 32 号給まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医療職給料表(2)</td> <td>1 級</td> <td>1 号給から 52 号給まで</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 号給から 36 号給まで</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>1 号給から 4 号給まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">医療職給料表(3)</td> <td>1 級</td> <td>1 号給から 56 号給まで</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 号給から 40 号給まで</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>1 号給から 16 号給まで</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>1 号給から 4 号給まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福祉職給料表</td> <td>1 級</td> <td>1 号給から 52 号給まで</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 号給から 28 号給まで</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>1 号給から 4 号給まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技能職給料表</td> <td>1 級</td> <td>1 号給から 68 号給まで</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 号給から 32 号給まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。） 100 分の 99.66</p> <p>4 前項に規定する職員以外の職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>(略)</p>	給料表	職務の級	号給	事務職等給料表(1)	1 級	1 号給から 56 号給まで	2 級	1 号給から 24 号給まで	3 級	1 号給から 8 号給まで	事務職等給料表(2)	1 級	1 号給から 68 号給まで	2 級	1 号給から 32 号給まで	研究職給料表	1 級	1 号給から 56 号給まで	2 級	1 号給から 32 号給まで	医療職給料表(2)	1 級	1 号給から 52 号給まで	2 級	1 号給から 36 号給まで	3 級	1 号給から 4 号給まで	医療職給料表(3)	1 級	1 号給から 56 号給まで	2 級	1 号給から 40 号給まで	3 級	1 号給から 16 号給まで	4 級	1 号給から 4 号給まで	福祉職給料表	1 級	1 号給から 52 号給まで	2 級	1 号給から 28 号給まで	3 級	1 号給から 4 号給まで	技能職給料表	1 級	1 号給から 68 号給まで	2 級	1 号給から 32 号給まで	
給料表	職務の級	号給																																																
事務職等給料表(1)	1 級	1 号給から 56 号給まで																																																
	2 級	1 号給から 24 号給まで																																																
	3 級	1 号給から 8 号給まで																																																
事務職等給料表(2)	1 級	1 号給から 68 号給まで																																																
	2 級	1 号給から 32 号給まで																																																
研究職給料表	1 級	1 号給から 56 号給まで																																																
	2 級	1 号給から 32 号給まで																																																
医療職給料表(2)	1 級	1 号給から 52 号給まで																																																
	2 級	1 号給から 36 号給まで																																																
	3 級	1 号給から 4 号給まで																																																
医療職給料表(3)	1 級	1 号給から 56 号給まで																																																
	2 級	1 号給から 40 号給まで																																																
	3 級	1 号給から 16 号給まで																																																
	4 級	1 号給から 4 号給まで																																																
福祉職給料表	1 級	1 号給から 52 号給まで																																																
	2 級	1 号給から 28 号給まで																																																
	3 級	1 号給から 4 号給まで																																																
技能職給料表	1 級	1 号給から 68 号給まで																																																
	2 級	1 号給から 32 号給まで																																																

新	旧	改正理由等
<p>(昇給に関する特例)  <u>8 削除</u></p> <p>(給料月額に関する特例)  <u>9 削除</u></p> <p><u>10 削除</u></p> <p>(給料の調整額に関する特例)  <u>11 削除</u></p> <p><u>12 削除</u></p> <p>(略)  (地域手当に関する特例)</p>	<p>(昇給に関する特例)  <u>8 施行日以後最初に行われる承継職員に係る第9条第5項の昇給に係る同項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続き神奈川県病院事業庁職員としての在職期間に係る当該職員の勤務成績を同項の勤務成績とみなす。</u></p> <p>(給料月額に関する特例)  <u>9 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けべき職を占める職員以外の職員の給料月額は、第8条、第9条及び附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の3に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u>  (1) 地域手当(他の給与の算出の基礎となるものに限る。以下同じ。)、  特殊勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当及び勤勉手当  (2) 退職手当</p> <p><u>10 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けべき職を占める職員の給料月額は、第8条、第9条及び附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の6に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u>  (1) 地域手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当  (2) 退職手当</p> <p>(給料の調整額に関する特例)  <u>11 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けべき職を占める職員以外の職員の給料の調整額は、第10条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の3に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、地域手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>12 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けべき職を占める職員の給料の調整額は、第10条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の6に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p>(略)  (地域手当に関する特例)</p>	<p>・措置が終了しているため削除</p> <p>・特例措置が終了しているため削除</p> <p>・特例措置が終了しているため削除</p>



新	旧	改正理由等																												
<p><u>14 削除</u></p> <p>(期末手当及び勤勉手当に関する特例)</p>	<p><u>14 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第15条第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の11.94」とする。</u></p> <p>(期末手当及び勤勉手当に関する特例)</p>	<p>・特例措置が終了しているため削除</p>																												
<p><u>15 削除</u></p> <p>(給料月額に関する特例)</p>	<p><u>15 平成22年6月1日を基準日とする承継職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第26条第2項又は第29条第1項の規定の適用については、平成22年3月31日までの引き続く神奈川県病院事業庁職員としての在職期間又は勤務成績は、第26条第2項の在職期間又は第29条第1項の勤務成績とみなす。</u></p> <p>(給料月額に関する特例)</p>	<p>・特例措置が終了しているため削除</p>																												
<p><u>16 削除</u></p> <p>(給料月額に関する特例)</p>	<p><u>16 平成31年3月31日までの間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の給料月額は、第8条から第9条まで及び附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額と同欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p>	<p>・特例措置が終了しているため削除</p>																												
	<table border="1" data-bbox="1359 953 2368 1495"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事務職等 給料表(1)</td> <td>6級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>7級以上</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究職給料表</td> <td>5級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療職給料表(2)</td> <td>5級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療職給料表(3)</td> <td>6級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉職給料表</td> <td>5級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	割合	事務職等 給料表(1)	6級	100分の0.35	7級以上	100分の0.55	研究職給料表	5級	100分の0.35	6級	100分の0.55	医療職給料表(2)	5級	100分の0.35	6級	100分の0.55	医療職給料表(3)	6級	100分の0.35	7級	100分の0.55	福祉職給料表	5級	100分の0.35	6級	100分の0.55	
給料表	職務の級	割合																												
事務職等 給料表(1)	6級	100分の0.35																												
	7級以上	100分の0.55																												
研究職給料表	5級	100分の0.35																												
	6級	100分の0.55																												
医療職給料表(2)	5級	100分の0.35																												
	6級	100分の0.55																												
医療職給料表(3)	6級	100分の0.35																												
	7級	100分の0.55																												
福祉職給料表	5級	100分の0.35																												
	6級	100分の0.55																												
<p><u>17 削除</u></p>	<p><u>17 前項に定めるもののほか、同項の規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p>																													
<p><u>18 削除</u></p>	<p><u>18 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び再雇用職員のうち管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の者を除く。）の給料月額は、第8条及び第9条並びに附則第5項及び第16項の規定にかかわらず、第8条、第9条及び附則第5項の規定により定められる額からその100分の4（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者にあつては、100分の6）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切</u></p>																													

新	旧	改正理由等												
<p>(管理職手当に関する特例)  <u>19 削除</u></p> <p>(給料月額に対する特例)  <u>20 削除</u></p> <p>(期末手当に関する特例)  <u>21 削除</u></p> <p>(勤勉手当に関する特例)  <u>22 削除</u></p>	<p><u>り捨てた額) を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第8条、第9条及び附則第5項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(1) 地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p><u>(2) 退職手当</u></p> <table border="1" data-bbox="1578 415 2231 695"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職等給料表(1)</td> <td>7級以上</td> </tr> <tr> <td>研究職給料表</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td>福祉職給料表</td> <td>6級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理職手当に関する特例)  <u>19 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第11条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。</u></p> <p>(給料月額に対する特例)  <u>20 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)に基づき、神奈川県から派遣された職員(以下「県派遣職員」という。)であって、第11条第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員の給料月額は、第8条及び第9条並びに附則第5項、第16項及び第18項の規定にかかわらず、第8条、第9条及び附則第5項の規定により定められる額からその100分の9.77に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第8条、第9条及び附則第5項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(1) 地域手当、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p><u>(2) 退職手当</u></p> <p>(期末手当に関する特例)  <u>21 平成25年12月に支給する、県派遣職員であって第11条第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員の期末手当は、第26条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。</u></p> <p>(勤勉手当に関する特例)  <u>22 平成25年12月に支給する、県派遣職員であって第11条第1項の規定によ</u></p>	給料表	職務の級	事務職等給料表(1)	7級以上	研究職給料表	6級	医療職給料表(2)	6級	医療職給料表(3)	7級	福祉職給料表	6級	<p>・特例措置が終了しているため削除</p> <p>・特例措置が終了しているため削除</p> <p>・特例措置が終了しているため削除</p> <p>・特例措置が終了しているため削除</p>
給料表	職務の級													
事務職等給料表(1)	7級以上													
研究職給料表	6級													
医療職給料表(2)	6級													
医療職給料表(3)	7級													
福祉職給料表	6級													

新	旧	改正理由等
<p>(特定日以後の給料の特例)</p> <p>23 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳（地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下、「就業規則」という。）第18条第2号に掲げる職員にあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第25項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第9条第2項の規定により当該職員の属する級並びに第9条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）（令和4年4月1日施行附則第2項から第4項までの規定による給料を支給される職員その他理事長が定める者にあつては、理事長が定める額）とする。</p> <p>24 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) 就業規則第18条第1号に掲げる職員に相当する職員</p> <p>(2) 就業規則第12条の6第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項により延長とされた期間を含む。）を延長された同規則第12条の2第1項に規定する管理監督職を占める職</p> <p>(3) 就業規則第19条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同規則第16条第1項第3号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</p> <p>25 就業規則第12条の2に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職へ降任等をされた日（以下この項及び附則第27項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第23項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第23項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>26 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用</p>	<p>る管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当は、第29条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>ているため削除</p> <p>・定年引上げに伴う特定日以後の給与支給方法について定めるための改正</p> <p>・定年引上げに伴う特定日以後の給与支給方法について定めるための改正</p> <p>・定年引上げに伴う特定日以後の給与支給方法について定めるための改正</p> <p>・定年引上げに伴う特定日以後の給与</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p><u>27 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 23 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 25 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、附則第 25 項及び第 26 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>28 附則第 25 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 23 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>29 附則第 23 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 26 条第 4 項（第 29 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第 25 項、第 27 項又は第 28 項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p><u>30 附則第 23 項から前項までに定めるもののほか、附則第 23 項の規定による給料月額、附則第 25 項の規定による給料その他附則第 23 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（特定日以後の給料の特例）</u></p> <p><u>2 附則第 23 項の規定の適用を受ける職員に対する第 30 条の 5 第 2 項及び第 30 条の 6 第 2 項の規定の適用については、当分の間、第 30 条の 5 第 2 項中「5 万円」とあるのは「3 万 5,000 円」とし、第 30 条の 6 第 2 項中「10 万円」とあるのは「7 万円」とする。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、前項の規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>支給方法について定めるための改正</p> <p>・定年引上げに伴う特定日以後の給与支給方法について定めるための改正</p> <p>・定年引上げに伴う特定日以後の給与支給方法について定めるための改正</p> <p>・定年引上げに伴う特定日以後の給与支給方法について定めるための改正</p> <p>・定年引上げに伴う特定日以後の給与支給方法について定めるための改正</p> <p>・附則追加に伴う項番追加</p> <p>・定年引上げに伴う特定日以後の給与支給方法について定めるための改正</p>

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第 11 条及び第 33 条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構に勤務する職員の管理職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(管理職手当の月額)</p> <p>第 3 条 給与規程第 1 条により定められた職員及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則（以下「任期付職員就業規則」という。）により採用された職員（以下「任期付職員」という。）に支給する管理職手当の月額は、別に定める場合を除き、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級並びに別表第 1 の職欄の区分及び区分欄の区分に応じ、別表第 2 の管理職手当の額欄に定める額（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）第 19 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員、同規程第 33 条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び短時間正規職員に関する規程第 4 条第 1 項に規定する短時間勤務をしている職員にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、任期付職員就業規則第 4 条の規定により採用された職員にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とする。</p> <p>2 <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則（以下「再雇用職員等就業規則」とする。）第 3 条第 1 項に規定する再雇用職員等に支給する管理職手当の月額は、別に定める場合を除き、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級並びに別表第 1 の職欄の区分及び区分欄の区分に応じ、別表第 3 の管理職手当の額欄に定める額（再雇用職員等就業規則第 3 条第 1 項第 1 号に規定する再雇用短時間勤務職員にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額）とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第 11 条、<u>第 33 条及び附則第 17 項</u>の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構に勤務する職員の管理職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(管理職手当の月額)</p> <p>第 3 条 給与規程第 1 条により定められた職員及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則（以下「任期付職員就業規則」という。）により採用された職員（以下「任期付職員」という。）に支給する管理職手当の月額は、別に定める場合を除き、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級並びに別表第 1 の職欄の区分及び区分欄の区分に応じ、別表第 2 の管理職手当の額欄に定める額（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）第 18 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員<u>及び</u>同規程第 32 条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び短時間正規職員に関する規程第 4 条第 1 項に規定する短時間勤務をしている職員にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項第 1 号に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）のうち</u>任期付職員就業規則第 4 条第 1 項又は育児休業規程第 32 条の規定により採用された職員にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とする。</p> <p>2 <u>再雇用職員</u>に支給する管理職手当の月額は、別に定める場合を除き、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級並びに別表第 1 の職欄の区分及び区分欄の区分に応じ、別表第 3 の管理職手当の額欄に定める額（<u>再雇用短時間勤務職員</u>にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額）とする。</p>	<p>・給与規程附則の削除に伴う改正</p> <p>・引用条文誤りのため改正、表記の修正</p> <p>・引用条文誤りのため改正</p> <p>・再雇用職員の規定漏れの修正</p> <p>・前項削除に伴う修正</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>3 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第3条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員に支給する管理職手当の月額、別に定める場合を除き、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級並びに別表第1の職欄の区分及び区分欄の区分に応じ、別表第3の管理職手当の額欄に定める額、その者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第44条第1項に規定する勤務時間で除して得た額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額）とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(管理職手当を支給しない場合)</p> <p>第5条 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（給与規程第32条第1項の場合及び就業規則第50条の規定による療養休暇（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病の場合に限る。）の場合を除く。）は、その月の管理職手当は、支給しない。</p> <p>(給与規程附則第16項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に係る管理職手当の月額)</p> <p>第6条 <u>削除</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 (削除) (削除)</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p>(管理職手当を支給しない場合)</p> <p>第5条 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（給与規程第32条第1項の場合及び就業規則第47条の規定による療養休暇（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病の場合に限る。）の場合を除く。）は、その月の管理職手当は、支給しない。</p> <p>(給与規程附則第16項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に係る管理職手当の月額)</p> <p>第6条 <u>当分の間、給与規程附則第16項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の管理職手当の月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その額と同欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 第3条の規定による管理職手当の額が、給与規程第11条の規定により管理職手当を支給される職員のうち、経過措置基準額（育児短時間勤務職員等にあつては、当該経過措置基準額にその者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第44条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間</u></p>	<p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・引用条文誤りのため改正</p> <p>・給与規程附則の削除に伴う改正</p> <p>・経過措置が終了しているため削除</p>

新	旧	改正理由等
(削除)	<p><u>の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当として支給する。</u></p> <p><u>(1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25</u></p> <p><u>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</u></p> <p><u>(1) この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分等職員（同日において旧区分（附則第2項各号に掲げる割合に応じた区分をいう。以下同じ。）に相当する改正後の規程別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。）次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 医療職給料表（1）の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額</u></p> <p><u>イ 職員の給与に関する規程附則第3項第1号に規定する職員（以下「第1号職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に100分の99.83を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 職員の給与に関する規程附則第3項第2号に規定する職員（以下「第2号職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に100分の99.66を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、上位区分等相当職員（旧区分より高い区分に相当する改正後の規程別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 医療職給料表（1）の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額</u></p> <p><u>イ 第1号職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に100分の99.83を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 第2号職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に100分の99.66を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する改正後の規程別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第5号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 医療職給料表（1）の適用を受ける職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する改正後の規程別表第1の区分欄</u></p>	<p>・経過措置が終了しているため削除</p>

新	旧	改正理由等
<p>(給与規程附則第 23 項の規定の適用を受ける職員の支給額)</p> <p>2 給与規程附則第 23 項の規定の適用を受ける職員に対する第 3 条の規定の適用については、当分の間、同条第 1 項中「定める額」とあるのは、「定</p>	<p>に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(イ及びウにおいて「下位区分仮定額」という。)</p> <p>イ 第 1 号職員 下位区分仮定額に 100 分の 99.83 を乗じて得た額</p> <p>ウ 第 2 号職員 下位区分仮定額に 100 分の 99.66 を乗じて得た額</p> <p>(4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格していたとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(イ及びウにおいて「降格後相当区分仮定額」という。)</p> <p>イ 第 1 号職員 降格後相当区分仮定額に 100 分の 99.83 を乗じて得た額</p> <p>ウ 第 2 号職員 降格後相当区分仮定額に 100 分の 99.66 を乗じて得た額</p> <p>(5) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の規程別表第 1 の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(イ及びウにおいて「降格後下位区分仮定額」という。)</p> <p>イ 第 1 号職員 降格後下位区分仮定額に 100 分の 99.83 を乗じて得た額</p> <p>ウ 第 2 号職員 降格後下位区分仮定額に 100 分の 99.66 を乗じて得た額</p> <p>(6) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額</p> <p>(7) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に地方独立行政法人神奈川県病院機構職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程第 16 条各号に規定する者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員 部内の他の職員との均衡を考慮して前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額</p> <p>(新規)</p>	<p>・定年引上げに伴う特定日以後の給与支給方法について定めるための改正</p>



新	旧	改正理由等
<p><u>める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</u>とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>		

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の初任給調整手当に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>第 6 条 初任給調整手当の支給期間は、第 2 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 4 条に規定する職（第 4 条第 2 号において規定する第 2 条第 3 項の職を除く。）に採用された職員は 40 年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第 4 条に規定する職員（第 4 条第 2 号において規定する第 2 条第 3 項の職を占めることとなった職員を除く。）となった日以後の期間の区分に応じた別表第 1 に掲げる額（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）第 19 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員、同規程第 33 条第 1 項の規定による短時間勤務をしている職員及び短時間正規職員に関する規程第 4 条第 1 項に規定する短時間勤務をしている職員にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則第 4 条第 4 項の規定により採用された者にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額。以下この項における別表第 2 に掲げる額について同じ。）とし、第 2 条第 3 項又は第 4 条に規定する職（第 4 条第 2 号において規定する第 2 条第 3 項の職に限る。）に採用された職員は 7 年とし、その月額は職員の区分及び期間の区分に応じた別表第 2 に掲げる額とする。この場合において、第 2 条第 1 項、第 2 項及び第 4 条の職員（第 2 号において規定する第 2 条第 3 項の職を占めることとなった職員を除く。）に対する別表第 1 の適用については、その者の大学（旧専門学校令による専門学校等で理事長が定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日までの期間が 4 年（臨床研修を経た場合にあつては 6 年、実地修練を経た場合にあつては 5 年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間）について、第 2 条第 3 項及び第 4 条の職員（第 4 条第 2 号において規定する第 2 条第 3 項の職を占めることとなった職員に限る。）に対する別表第 2 の適用については、その者の第 3 条に規定する学校卒業等の日から採用の日までの期間について、初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第 6 条 初任給調整手当の支給期間は、第 2 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 4 条に規定する職（第 4 条第 2 号において規定する第 2 条第 3 項の職を除く。）に採用された職員は 40 年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第 4 条に規定する職員（第 4 条第 2 号において規定する第 2 条第 3 項の職を占めることとなった職員を除く。）となった日以後の期間の区分に応じた別表第 1 に掲げる額（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）第 18 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同規程第 32 条第 1 項の規定による短時間勤務をしている職員及び短時間正規職員に関する規程第 4 条第 1 項に規定する短時間勤務をしている職員にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項第 2 号に規定する再雇用短時間勤務職員のうち</u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則第 4 条第 4 項の規定により採用された者にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額。以下この項における別表第 2 に掲げる額について同じ。）とし、第 2 条第 3 項又は第 4 条に規定する職（第 4 条第 2 号において規定する第 2 条第 3 項の職に限る。）に採用された職員は 7 年とし、その月額は職員の区分及び期間の区分に応じた別表第 2 に掲げる額とする。この場合において、第 2 条第 1 項、第 2 項及び第 4 条の職員（第 2 号において規定する第 2 条第 3 項の職を占めることとなった職員を除く。）に対する別表第 1 の適用については、その者の大学（旧専門学校令による専門学校等で理事長が定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日までの期間が 4 年（臨床研修を経た場合にあつては 6 年、実地修練を経た場合にあつては 5 年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間）について、第 2 条第 3 項及び第 4 条の職員（第 4 条第 2 号において規定する第 2 条第 3 項の職を占めることとなった職員に限る。）に対する別表第 2 の適用については、その者の第 3 条に規定する学校卒業等の日から採用の日までの期間について、初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引用条文誤りのため改正、表記の修正</li> <li>・引用条文誤りのため改正</li> </ul>

新	旧	改正理由等																																																																																				
<p>附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 <u>(給与規程附則第 23 項の規定の適用を受ける職員の支給額)</u> 2 <u>給与規程附則第 23 項の規定の適用を受ける職員に対する第 6 条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。</u> <u>附則別表第 1</u></p>	<p>附 則 (新規) この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 (新規) (新規)</p>	<p>・附則追加に伴う見出し及び項番追加  ・定年引上げに伴う特定日以後の給与支給方法について定めるための改正</p>																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="121 506 537 552">職員の区分</th> <th data-bbox="543 506 869 552">1 項職員</th> <th data-bbox="875 506 1181 552">2 項職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="121 556 537 602">期間の区分</td> <td data-bbox="543 556 869 602"></td> <td data-bbox="875 556 1181 602"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 606 537 653"></td> <td data-bbox="543 606 869 653">円</td> <td data-bbox="875 606 1181 653">円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 657 537 703">1 年 未 満</td> <td data-bbox="543 657 869 703">151,200</td> <td data-bbox="875 657 1181 703">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 707 537 753">1 年以上 2 年未満</td> <td data-bbox="543 707 869 753">151,200</td> <td data-bbox="875 707 1181 753">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 758 537 804">2 年以上 3 年未満</td> <td data-bbox="543 758 869 804">151,200</td> <td data-bbox="875 758 1181 804">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 808 537 854">3 年以上 4 年未満</td> <td data-bbox="543 808 869 854">151,200</td> <td data-bbox="875 808 1181 854">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 858 537 905">4 年以上 5 年未満</td> <td data-bbox="543 858 869 905">151,200</td> <td data-bbox="875 858 1181 905">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 909 537 955">5 年以上 6 年未満</td> <td data-bbox="543 909 869 955">151,200</td> <td data-bbox="875 909 1181 955">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 959 537 1005">6 年以上 7 年未満</td> <td data-bbox="543 959 869 1005">151,200</td> <td data-bbox="875 959 1181 1005">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1010 537 1056">7 年以上 8 年未満</td> <td data-bbox="543 1010 869 1056">151,200</td> <td data-bbox="875 1010 1181 1056">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1060 537 1106">8 年以上 9 年未満</td> <td data-bbox="543 1060 869 1106">151,200</td> <td data-bbox="875 1060 1181 1106">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1110 537 1157">9 年以上 10 年未満</td> <td data-bbox="543 1110 869 1157">151,200</td> <td data-bbox="875 1110 1181 1157">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1161 537 1207">10 年以上 11 年未満</td> <td data-bbox="543 1161 869 1207">151,200</td> <td data-bbox="875 1161 1181 1207">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1211 537 1257">11 年以上 12 年未満</td> <td data-bbox="543 1211 869 1257">151,200</td> <td data-bbox="875 1211 1181 1257">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1262 537 1308">12 年以上 13 年未満</td> <td data-bbox="543 1262 869 1308">151,200</td> <td data-bbox="875 1262 1181 1308">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1312 537 1358">13 年以上 14 年未満</td> <td data-bbox="543 1312 869 1358">151,200</td> <td data-bbox="875 1312 1181 1358">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1362 537 1409">14 年以上 15 年未満</td> <td data-bbox="543 1362 869 1409">151,200</td> <td data-bbox="875 1362 1181 1409">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1413 537 1459">15 年以上 16 年未満</td> <td data-bbox="543 1413 869 1459">151,200</td> <td data-bbox="875 1413 1181 1459">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1463 537 1509">16 年以上 17 年未満</td> <td data-bbox="543 1463 869 1509">151,200</td> <td data-bbox="875 1463 1181 1509">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1514 537 1560">17 年以上 18 年未満</td> <td data-bbox="543 1514 869 1560">151,200</td> <td data-bbox="875 1514 1181 1560">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1564 537 1610">18 年以上 19 年未満</td> <td data-bbox="543 1564 869 1610">151,200</td> <td data-bbox="875 1564 1181 1610">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1614 537 1661">19 年以上 20 年未満</td> <td data-bbox="543 1614 869 1661">151,200</td> <td data-bbox="875 1614 1181 1661">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1665 537 1711">20 年以上 21 年未満</td> <td data-bbox="543 1665 869 1711">151,200</td> <td data-bbox="875 1665 1181 1711">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1715 537 1761">21 年以上 22 年未満</td> <td data-bbox="543 1715 869 1761">148,900</td> <td data-bbox="875 1715 1181 1761">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1766 537 1812">22 年以上 23 年未満</td> <td data-bbox="543 1766 869 1812">146,600</td> <td data-bbox="875 1766 1181 1812">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1816 537 1862">23 年以上 24 年未満</td> <td data-bbox="543 1816 869 1862">144,300</td> <td data-bbox="875 1816 1181 1862">70,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1866 537 1913">24 年以上 25 年未満</td> <td data-bbox="543 1866 869 1913">142,000</td> <td data-bbox="875 1866 1181 1913">70,100</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	1 項職員	2 項職員	期間の区分				円	円	1 年 未 満	151,200	70,100	1 年以上 2 年未満	151,200	70,100	2 年以上 3 年未満	151,200	70,100	3 年以上 4 年未満	151,200	70,100	4 年以上 5 年未満	151,200	70,100	5 年以上 6 年未満	151,200	70,100	6 年以上 7 年未満	151,200	70,100	7 年以上 8 年未満	151,200	70,100	8 年以上 9 年未満	151,200	70,100	9 年以上 10 年未満	151,200	70,100	10 年以上 11 年未満	151,200	70,100	11 年以上 12 年未満	151,200	70,100	12 年以上 13 年未満	151,200	70,100	13 年以上 14 年未満	151,200	70,100	14 年以上 15 年未満	151,200	70,100	15 年以上 16 年未満	151,200	70,100	16 年以上 17 年未満	151,200	70,100	17 年以上 18 年未満	151,200	70,100	18 年以上 19 年未満	151,200	70,100	19 年以上 20 年未満	151,200	70,100	20 年以上 21 年未満	151,200	70,100	21 年以上 22 年未満	148,900	70,100	22 年以上 23 年未満	146,600	70,100	23 年以上 24 年未満	144,300	70,100	24 年以上 25 年未満	142,000	70,100		
職員の区分	1 項職員	2 項職員																																																																																				
期間の区分																																																																																						
	円	円																																																																																				
1 年 未 満	151,200	70,100																																																																																				
1 年以上 2 年未満	151,200	70,100																																																																																				
2 年以上 3 年未満	151,200	70,100																																																																																				
3 年以上 4 年未満	151,200	70,100																																																																																				
4 年以上 5 年未満	151,200	70,100																																																																																				
5 年以上 6 年未満	151,200	70,100																																																																																				
6 年以上 7 年未満	151,200	70,100																																																																																				
7 年以上 8 年未満	151,200	70,100																																																																																				
8 年以上 9 年未満	151,200	70,100																																																																																				
9 年以上 10 年未満	151,200	70,100																																																																																				
10 年以上 11 年未満	151,200	70,100																																																																																				
11 年以上 12 年未満	151,200	70,100																																																																																				
12 年以上 13 年未満	151,200	70,100																																																																																				
13 年以上 14 年未満	151,200	70,100																																																																																				
14 年以上 15 年未満	151,200	70,100																																																																																				
15 年以上 16 年未満	151,200	70,100																																																																																				
16 年以上 17 年未満	151,200	70,100																																																																																				
17 年以上 18 年未満	151,200	70,100																																																																																				
18 年以上 19 年未満	151,200	70,100																																																																																				
19 年以上 20 年未満	151,200	70,100																																																																																				
20 年以上 21 年未満	151,200	70,100																																																																																				
21 年以上 22 年未満	148,900	70,100																																																																																				
22 年以上 23 年未満	146,600	70,100																																																																																				
23 年以上 24 年未満	144,300	70,100																																																																																				
24 年以上 25 年未満	142,000	70,100																																																																																				

新			旧	改正理由等
25年以上 26年未満	139,700	70,100		
26年以上 27年未満	134,500	70,100		
27年以上 28年未満	129,300	70,100		
28年以上 29年未満	124,400	70,100		
29年以上 30年未満	119,200	70,100		
30年以上 31年未満	114,200	70,100		
31年以上 32年未満	106,400	68,000		
32年以上 33年未満	99,000	65,900		
33年以上 34年未満	91,400	61,300		
34年以上 35年未満	83,700	56,700		
35年以上 36年未満	75,600	50,500		
36年以上 37年未満	67,300	44,300		
37年以上 38年未満	59,400	36,800		
38年以上 39年未満	45,700	29,300		
39年以上 40年未満	33,300	19,600		
備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間を示す。				
備考 2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項を占める職員をいう。				
附則別表第2				
職員の区分		3項職員		
期間の区分				
1年未満		円		
		7,000		
1年以上 2年未満		7,000		
2年以上 3年未満		7,000		
3年以上 4年未満		3,500		
4年以上 5年未満		3,500		
5年以上 6年未満		3,500		
6年以上 7年未満		3,500		
備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、第3条に規定する学校卒業等の日の属する月の翌月の初日以後の期間を示す。				
備考 2 この表において「3項職員」とは、第2条第3項の職を占める職員をいう。				

新	旧	改正理由等
<p data-bbox="222 142 341 178"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="142 184 875 220"><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>		

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(短時間勤務職員の特殊勤務手当の額)</p> <p>第 9 条 <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則第 4 条により採用された職員</u>、地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項第 2 号に規定する<u>再雇用短時間勤務職員及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第 3 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員</u>に支給する特殊勤務手当の額は、日額の特殊勤務手当にあつては当該業務に従事した日に割り振られた勤務時間にかかわらず、特殊勤務手当の日額とし、月額の特務手当にあつては常勤の職員に支給する額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(短時間勤務職員の特殊勤務手当の額)</p> <p>第 9 条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項第 2 号に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員</u>に支給する特殊勤務手当の額は、日額の特殊勤務手当にあつては当該業務に従事した日に割り振られた勤務時間にかかわらず、特殊勤務手当の日額とし、月額の特務手当にあつては常勤の職員に支給する額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引用条文誤りのため改正</li> <li>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</li> </ul>
<p>(育児短時間勤務をしている職員等の特殊勤務手当の額)</p> <p>第 11 条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第 <u>19</u> 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同規程第 <u>33</u> 条第 1 項の規定による短時間勤務をしている職員に支給する特殊勤務手当の額は、日額の特殊勤務手当にあつては当該業務に従事した日に割り振られた勤務時間にかかわらず、特殊勤務手当の日額とし、月額の特務手当にあつては特殊勤務手当の月額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(育児短時間勤務をしている職員等の特殊勤務手当の額)</p> <p>第 11 条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第 <u>18</u> 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同規程第 <u>32</u> 条第 1 項の規定による短時間勤務をしている職員に支給する特殊勤務手当の額は、日額の特殊勤務手当にあつては当該業務に従事した日に割り振られた勤務時間にかかわらず、特殊勤務手当の日額とし、月額の特務手当にあつては特殊勤務手当の月額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引用条文誤りのため改正</li> </ul>
<p>(特殊勤務手当の支給方法等)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 就業規則第 50 条第 1 項第 2 号から<u>第 8 号及び第 10 号から第 13 号</u>に掲げる休暇の日数(週休日を除く)が 8 日を超えた場合</p> <p>(略)</p>	<p>(特殊勤務手当の支給方法等)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 就業規則第 50 条第 1 項第 2 号から<u>第 12 号</u>に掲げる休暇の日数(週休日を除く)が 8 日を超えた場合</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去改正事項(H22.6.30 施行及び H23.4.1 施行)の修正誤り</li> </ul>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>		

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(支給対象となる勤務)</p> <p>第 2 条 給与規程第 23 条に規定する理事長が別に定める勤務は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の特殊勤務手当に関する規程（以下「特殊勤務手当規程」という。）第 2 条に規定する特殊勤務手当のうち、日額の額の特務手当（特殊勤務手当規程第 3 条に規定する病院業務従事手当のうち死体の処理又は死体解剖の補助の業務に係る手当を除く。）の支給対象となる勤務（この条において「支給対象勤務」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第 46 条に規定する休日において行われる勤務又は同規則第 44 条に規定する正規の勤務時間外において行われる勤務（<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則第 4 条により採用された職員、地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項第 2 号に規定する再雇用短時間勤務職員及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第 3 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）並びに</u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第 19 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同規程第 33 条第 1 項の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間に日額の特務手当の支給対象となる勤務に従事した場合で正規の勤務時間と正規の勤務時間外の勤務時間の合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務を除く。）で支給対象勤務に対応するもの（以下「対応勤務」という。）とする。</p> <p>(手当の額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1) 初任給調整手当、特別調整手当、専門看護手当及び給与改善調整手当の支給を受ける職員については、初任給調整手当、<u>特別調整手当、専門看護手当及び給与改善調整手当</u>の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額の特務手当の支給対象となる勤務及び対応勤務については、特務手当の日額を 1 日の勤務時間（日によって勤務時間が異なる場合（<u>短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等に係る場合を除く。</u>）には 1 週間における 1 日の平均勤務時間、<u>短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等に係る場合</u>には 7 時間 45 分）で除して得た額</p> <p>(略)</p>	<p>(支給対象となる勤務)</p> <p>第 2 条 給与規程第 23 条に規定する理事長が別に定める勤務は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の特殊勤務手当に関する規程（以下「特殊勤務手当規程」という。）第 2 条に規定する特殊勤務手当のうち、日額の額の特務手当（特殊勤務手当規程第 3 条に規定する病院業務従事手当のうち死体の処理又は死体解剖の補助の業務に係る手当を除く。）の支給対象となる勤務（この条において「支給対象勤務」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第 46 条に規定する休日において行われる勤務又は同規則第 44 条に規定する正規の勤務時間外において行われる勤務（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第 18 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同規程第 32 条第 1 項の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間に日額の特務手当の支給対象となる勤務に従事した場合で正規の勤務時間と正規の勤務時間外の勤務時間の合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務を除く。）で支給対象勤務に対応するもの（以下「対応勤務」という。）とする。</p> <p>(手当の額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1) 初任給調整手当、特別調整手当、専門看護手当及び給与改善調整手当の支給を受ける職員については、初任給調整手当の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額の特務手当の支給対象となる勤務及び対応勤務については、特務手当の日額を 1 日の勤務時間（日によって勤務時間が異なる場合（<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項第 2 号に規定する短時間勤務の職を占める職員及び育児短時間勤務職員等に係る場合を除く。</u>）には 1 週間における 1 日の平均勤務時間、育児短時間勤務職員等に係る場合には 7 時間 45 分）で除して得た額</p> <p>(略)</p>	<p>・引用条文誤りのため改正</p> <p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・短時間勤務の規定漏れのための修正</p> <p>・過去の改正時の規定漏れ</p> <p>・短時間勤務の規定漏れのための修正</p>

新	旧	改正理由等
<p data-bbox="222 142 341 178"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="142 184 875 220"><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>		



## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第 2 条 給与規程第 25 条第 3 項第 1 号の理事長が別に定める額は、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程（以下「管理職手当規程」という。）別表第 1 に掲げる職を占める職員管理職手当規程別表 第 1 の職欄の区分に対応する同表の区分欄に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則（以下「任期付職員就業規則」という。）</u>により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける<u>任期付職員就業規則第 10 条第 1 項</u>の給料表の号給又は給料月額に応じ、次に定める額とする。</p> <p>ア 6 号給及び 7 号給並びに<u>任期付職員就業規則第 10 条第 3 項</u>（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）第 29 条（育児休業規程第 33 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 1 万 2,000 円</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則（以下「任期付研究員就業規則」という。）第 3 条第 1 号</u>の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける<u>任期付研究員就業規則第 7 条第 1 項</u>の給料表の号給又は給料月額に応じ、次に定める額とする。</p> <p>ア 6 号給及び<u>任期付研究員就業規則第 7 条第 4 項</u>（育児休業規程第 29 条（育児休業規程第 33 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 1 万 2,000 円</p> <p>(略)</p> <p>2 給与規程第 25 条第 3 項第 1 号ただし書の理事長が別に定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。</p> <p><u>第 2 条の 2 給与規程第 25 条第 3 項第 2 号の理事長が別に定める額は、次の各号に掲げる管理職手当規程別表第 1 に掲げる職を占める職員に係る職欄の区分に対応する同表の区分欄に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 1 種 6,000 円</u></p> <p><u>(2) 2 種 5,500 円</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第 2 条 給与規程第 25 条第 2 項の理事長が別に定める額は、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程（以下「管理職手当規程」という。）別表第 1 に掲げる職を占める職員管理職手当規程別表 第 1 の職欄の区分に対応する同表の区分欄に掲げる区分に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定</u>により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける<u>給与規程別表第 9</u>の給料表の号給又は給料月額に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>ア 6 号給及び 7 号給並びに<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則第 10 条第 2 項</u>（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）第 29 条（育児休業規程第 33 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 1 万 2,000 円</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>労基法第 89 条</u>の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける<u>給与規程別表第 10</u>の給料表の号給又は給料月額に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>ア 6 号給及び<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則第 7 条第 4 項</u>（育児休業規程第 29 条（育児休業規程第 33 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 1 万 2,000 円</p> <p>(略)</p> <p>2 給与規程第 25 条第 2 項ただし書の理事長が別に定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>(新規)</p>	<p>・引用条文誤りのため改正</p> <p>・表記の修正</p> <p>・引用条文誤りのため改正</p> <p>・引用条文誤りのため改正</p> <p>・表記の修正</p> <p>・引用条文誤りのため改正</p> <p>・表記の修正</p> <p>・引用条文誤りのため改正</p> <p>・過去の改正時の規定漏れ</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>(3) 3種 5,000円</u>  <u>(4) 4種 4,000円</u>  <u>(5) 6種 3,000円</u></p> <p><u>2 給与規程第25条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p> <p>附 則  <u>(施行期日)</u>  <u>1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u>  <u>(給与規程附則第23項の規定の適用を受ける職員の支給額)</u>  <u>2 給与規程附則第23項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第2条の2第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第2条の2第1項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。</u></p> <p>附 則  <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則  (新規)  この規程は、平成22年4月1日から施行する。  (新規)  (新規)</p>	<p>・附則追加に伴う見出し及び項番追加</p> <p>・定年引上げに伴う特定日以後の給与支給方法について定めるための改正</p>

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第 26 条、第 28 条第 5 項、第 29 条及び第 33 条、<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則（以下「再雇用職員等就業規則」という。）第 9 条第 3 項から第 11 項及び第 14 項の規定並びに地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則（以下「定年前再雇用短時間勤務職員就業規則」という。）第 3 条の規定</u>に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員の期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 2 条 給与規程第 26 条第 1 項前段、<u>再雇用職員等就業規則第 9 条第 3 項前段及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第 7 条第 2 項前段</u>の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与規程第 27 条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>第 3 条 給与規程第 26 条第 1 項後段、<u>再雇用職員等就業規則第 9 条第 3 項後段及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第 7 条第 2 項後段</u>に規定する理事長が定める職員は、基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 21 条第 2 項第 1 号に該当したことにより解雇され、又は死亡した職員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再雇用短時間勤務職員、<u>定年前再雇用短時間勤務職員</u>又は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 81 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の官職を占める職員に限る。）で理事長が別に定めるものとなった者 ア～ウ (略)</p> <p>第 4 条 基準日前 1 箇月以内において給与規程の適用を受ける常勤の職員、<u>再雇用短時間勤務職員又は定年前再雇用短時間勤務職員</u>としての退職が、2 回以上ある者について前 2 条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。</p> <p>(特定幹部職員)</p> <p>第 5 条 給与規程第 26 条第 2 項、<u>再雇用職員等就業規則第 9 条第 4 項及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第 7 条第 3 項</u>に規定する理事長が</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第 26 条、第 28 条第 5 項、第 29 条及び第 33 条<u>並びに</u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則（以下「再雇用職員等就業規則」という。）第 9 条第 3 項から第 11 項及び第 14 項の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員の期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 2 条 給与規程第 26 条第 1 項前段<u>及び</u>再雇用職員等就業規則第 9 条第 3 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与規程第 27 条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>第 3 条 給与規程第 26 条第 1 項後段<u>及び</u>再雇用職員等就業規則第 9 条第 3 項後段に規定する理事長が定める職員は、基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 21 条第 2 項第 1 号に該当したことにより解雇され、又は死亡した職員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再雇用短時間勤務職員<u>又は</u>国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 81 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の官職を占める職員に限る。）で理事長が別に定めるものとなった者 ア～ウ (略)</p> <p>第 4 条 基準日前 1 箇月以内において給与規程の適用を受ける常勤の職員、<u>又は</u>再雇用短時間勤務職員としての退職が、2 回以上ある者について前 2 条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。</p> <p>(特定幹部職員)</p> <p>第 5 条 給与規程第 26 条第 2 項<u>及び</u>再雇用職員等就業規則第 9 条第 4 項に規定する理事長が別に定める職員は、地方独立行政法人神奈川県立病院機</p>	<p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p>

新	旧	改正理由等
<p>別に定める職員は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程（以下「管理職手当規程」という。）別表第1職の欄1から11までに掲げる職にある職員とする。</p> <p>（退職し、又は死亡した職員等の給料等の額の算定基準日）</p> <p>第6条 給与規程第26条第3項及び第29条第2項、再雇用職員等就業規則第9条第5項並びに定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第7条第4項に規定する理事長が別に定める日は、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日とする。</p> <p>（加算を受ける職員及び加算割合）</p> <p>第7条 給与規程第26条第4項（給与規程第29条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）再雇用職員等就業規則第9条第6項（同条第11項において準用する場合を含む。）及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第7条第5項（同条第10項において準用する場合を含む。）の事務職等給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員で、事務職等給料表(1)の職務の級が4級以上の職員に相当する職員として理事長が定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）とする。</p> <p>2 給与規程第26条第4項、再雇用職員等就業規則第9条第6項及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第7条第5項の理事長が定める職員の区分は、別表第1の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第8条 給与規程第26条第4項、再雇用職員等就業規則第9条第6項及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第7条第5項に規定する理事長が定める管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与規程第32条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則（以下「任期付職員就業規則」という。）第10条第1項に規定する特定任期付職員給料表の適用を受ける職員（4号給以下の号給を受ける職員を除く。）</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 給与規程第26条第4項、再雇用職員等就業規則第9条第6項及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第7条第5項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に</p>	<p>構職員の管理職手当に関する規程（以下「管理職手当規程」という。）別表第1職の欄1から11までに掲げる職にある職員とする。</p> <p>（退職し、又は死亡した職員等の給料等の額の算定基準日）</p> <p>第6条 給与規程第26条第3項及び第29条第2項並びに再雇用職員等就業規則第9条第5項に規定する理事長が別に定める日は、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日とする。</p> <p>（加算を受ける職員及び加算割合）</p> <p>第7条 給与規程第26条第4項（給与規程第29条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び再雇用職員等就業規則第9条第6項（同条第11項において準用する場合を含む。）の事務職等給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員で、事務職等給料表(1)の職務の級が4級以上の職員に相当する職員として理事長が定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）とする。</p> <p>2 給与規程第26条第4項及び再雇用職員等就業規則第9条第6項の理事長が定める職員の区分は、別表第1の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第8条 給与規程第26条第4項及び再雇用職員等就業規則第9条第6項に規定する理事長が定める管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与規程第32条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則（以下「任期付職員就業規則」という。）第9条第1項に規定する特定任期付職員給料表の適用を受ける職員（4号給以下の号給を受ける職員を除く。）</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 給与規程第26条第4項及び再雇用職員等就業規則第9条第6項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合とする。</p>	<p>する就業規則新設のための改正</p> <p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・引用条文誤りのため改正</p> <p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設</p>

新	旧	改正理由等
<p>応じて当該各号に掲げる割合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 任期付職員就業規則第10条第1項に規定する特定任期付職員給料表の6号給以上の号給及び同規則第9条第3項(育児休業規程第28条(育児休業規程第33条第1項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された給料月額を受ける職員並びに任期付研究員就業規則第7条第1項に規定する任期付研究員給料表(1)の6号給以上の号給並びに同規則第7条第4項(育児休業規程第28条(育児休業規程第33条第1項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された給料月額を受ける職員 100分の25</p> <p>(4) 任期付職員就業規則第10条第1項に規定する特定任期付職員給料表の5号給を受ける職員及び任期付研究員就業規則第7条第1項に規定する任期付研究員給料表(1)の5号給及び4号給を受ける職員 100分の15</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第9条 給与規程第26条第2項、再雇用職員等就業規則第9条第4項及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第7条第3項に規定する在職期間は、給与規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第14条 (略)</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第15条 給与規程第29条第1項前段、再雇用職員等就業規則第9条第8項及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第7条第7項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与規程第29条第5項において準用する給与規程第27条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第16条～第18条 (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 育児休業規程第34条の規定による部分休業の承認を受けて1日の</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 任期付職員就業規則第9条第1項に規定する特定任期付職員給料表の6号給以上の号給及び同規則第9条第3項(育児休業規程第28条(育児休業規程第32条第1項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された給料月額を受ける職員並びに任期付研究員就業規則第7条第1項に規定する任期付研究員給料表(1)の6号給以上の号給並びに同規則第7条第4項(育児休業規程第28条(育児休業規程第32条第1項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された給料月額を受ける職員 100分の25</p> <p>(4) 任期付職員就業規則第9条第1項に規定する特定任期付職員給料表の5号給を受ける職員及び任期付研究員就業規則第7条第1項に規定する任期付研究員給料表(1)の5号給及び4号給を受ける職員 100分の15</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第9条 給与規程第26条第2項及び再雇用職員等就業規則第9条第4項に規定する在職期間は、給与規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第14条 (略)</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第15条 給与規程第29条第1項前段及び再雇用職員等就業規則第9条第8項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与規程第29条第5項において準用する給与規程第27条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第16条～第18条 (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 育児休業規程第34条の規定による部分休業の承認を受けて1日の</p>	<p>のための改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引用条文誤りのため改正</li> <li>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</li> <li>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</li> <li>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</li> </ul>

新	旧	改正理由等
<p>勤務時間の一部について勤務しなかった日（再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員）にあつては、当該日数をその者の1週間当たりの勤務日数で除して得た数に5を乗じて得た日数）が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間（再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員）にあつては、当該期間をその者の1週間当たりの勤務日数で除して得た数に5を乗じて得た期間）</p> <p>(6) 給与規程第31条の規定により給料及び地域手当を減額された期間（再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員）にあつては、当該期間をその者の1週間当たりの勤務日数で除して得た数に5を乗じて得た期間（理事長が別に定める場合を除く。））（理事長が別に定める期間を除く。）</p> <p>(7) 傷病（業務上の傷病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。）第2条第2項又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病を除く。）により勤務しなかった期間（理事長が別に定める期間を除く。）から就業規則第45条に規定する週休日及び同規則第46条に規定する休日を除いた日（再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員）にあつては、当該日数をその者の1週間当たりの勤務日数で除して得た数に5を乗じて得た日数）が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（時間を単位とした期間（再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員）にあつては、当該期間に相当する理事長が別に定める期間）を除く。）</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>勤務時間の一部について勤務しなかった日（再雇用短時間勤務職員にあつては、当該日数をその者の1週間当たりの勤務日数で除して得た数に5を乗じて得た日数）が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間（再雇用短時間勤務職員にあつては、当該期間をその者の1週間当たりの勤務日数で除して得た数に5を乗じて得た期間）</p> <p>(6) 給与規程第31条の規定により給料及び地域手当を減額された期間（再雇用短時間勤務職員にあつては、当該期間をその者の1週間当たりの勤務日数で除して得た数に5を乗じて得た期間（理事長が別に定める場合を除く。））（理事長が別に定める期間を除く。）</p> <p>(7) 傷病（業務上の傷病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。）第2条第2項又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病を除く。）により勤務しなかった期間（理事長が別に定める期間を除く。）から就業規則第45条に規定する週休日及び同規則第46条に規定する休日を除いた日（再雇用短時間勤務職員にあつては、当該日数をその者の1週間当たりの勤務日数で除して得た数に5を乗じて得た日数）が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（時間を単位とした期間（再雇用短時間勤務職員にあつては、当該期間に相当する理事長が別に定める期間）を除く。）</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	
<p>第20条 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p>	
<p>(勤勉手当の成績率)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p>	
<p>第21条 (略)</p> <p>(1) 再雇用職員等就業規則第3条に規定された再雇用職員等（次号において「再雇用職員等」という。）以外の職員 100分の190（第5条に規定する職員（次号において「特定幹部職員」という。））にあつては、100分の230)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第21条 (略)</p> <p>(1) 再雇用職員等就業規則第3条に規定された再雇用職員（次号において「再雇用職員」という。）以外の職員 100分の190（第5条に規定する職員（次号において「特定幹部職員」という。））にあつては、100分の230)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>・再雇用職員等に修正</p>
<p>(支給日)</p>	<p>(支給日)</p>	
<p>第22条 給与規程第26条第1項及び第29条第1項、再雇用職員等就業規則第9条第3項及び第9条第8項並びに定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第7条第2項及び第7条第7項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第3の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当た</p>	<p>第22条 給与規程第26条第1項及び第29条第1項並びに再雇用職員等就業規則第9条第4項及び第9条第8項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第3の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たる</p>	<p>・引用条文誤りのため修正</p>

新	旧	改正理由等
<p>るときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>ときは同欄に定める日の前日とする。</p>	

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の専門看護手当一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(支給要件)</p> <p>第 3 条 専門看護手当は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に支給するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則（以下「再雇用職員等就業規則」という。）第 3 条第 1 項第 2 号、<u>神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則（以下「定年前再雇用短時間勤務職員就業規則」という。）第 3 条及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則（以下「任期付職員就業規則」という。）第 4 条</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、月の初日から末日までの間において勤務を要する日における短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち給与規程第 30 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職務を行う日、給与規程第 32 条第 1 項の規定の適用を受ける日、及び再雇用職員等就業規則第 10 条第 9 項の規定、<u>定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第 10 条第 7 項及び任期付職員就業規則第 13 条第 7 項</u>による療養休暇を承認された時間の合計が、その月の短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の 2 分の 1 以上となる場合とする。</p> <p>(3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第 19 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同規程第 33 条第 1 項の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）<u>並びに地方独立行政法人神奈川県立病院機構短時間正規職員に関する規程第 4 条第 1 項から第 2 項の規定により短時間勤務をしている職員（以下「短時間正規勤務職員等」という。）</u>にあっては、月の初日から末日までの間において勤務を要する日における育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間のうち給与規程第 30 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職務を行う日、給与規程第 33 条第 1 項の規定の適用を受ける日及び就業規則第 52 条の規定による療養休暇（同条に規定するその他の傷病の場合にあっては通勤による傷病に限る。）を承認された時間の合計が、その月の育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間の合計の 2 分の 1 以上となる場合とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(支給要件)</p> <p>第 3 条 専門看護手当は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に支給するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則（以下「再雇用職員等就業規則」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、月の初日から末日までの間において勤務を要する日における短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち給与規程第 30 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職務を行う日、給与規程第 32 条第 1 項の規定の適用を受ける日、及び再雇用職員等就業規則第 10 条第 9 項の規定及び任期付職員就業規則第 13 条第 7 項による療養休暇を承認された時間の合計が、その月の短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の 2 分の 1 以上となる場合とする。</p> <p>(3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第 19 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同規程第 33 条第 1 項の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、月の初日から末日までの間において勤務を要する日における育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間のうち給与規程第 30 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職務を行う日、給与規程第 33 条第 1 項の規定の適用を受ける日及び就業規則第 52 条の規定による療養休暇（同条に規定するその他の傷病の場合にあっては通勤による傷病に限る。）を承認された時間の合計が、その月の育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間の合計の 2 分の 1 以上となる場合とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>・書式修正</p> <p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正および任期付職員(短時間)の追加</p> <p>・書式修正</p> <p>・短時間正規職員の追加</p>



## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 この規程による退職手当は、法人に勤務する職員のうち、常時勤務に服することを要する者が退職した場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は就業規則その他法人の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この規程(第 8 条第 2 項中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第 9 条第 2 項中業務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>第 3 条～第 7 条 (略)</p> <p>(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第 8 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続して退職した者 <u>であって、次に掲げるもの</u> に対する退職手当の基本額は、退職日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤務期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>就業規則第 16 条第 3 号の規定により退職した者(就業規則第 19 条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</u></p> <p>(2) <u>その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で理事長が定めたもの</u></p> <p>(3) <u>その者の非違によることなく、勸奨を受けて退職した者で理事長が定めたもの</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 この規程による退職手当は、法人に勤務する職員のうち、常時勤務に服することを要する者 <u>(地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)</u> が退職した場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は就業規則その他法人の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この規程(第 8 条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第 9 条中業務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>第 3 条～第 7 条 (略)</p> <p>(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第 8 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続して退職した者 <u>(就業規則第 16 条第 3 号の規定により退職した者(就業規則第 19 条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)) 若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で理事長が定めたものに限る。</u> に対する退職手当の基本額は、<u>退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)</u> に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125</u></p> <p>(2) <u>11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5</u></p> <p>(3) <u>16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200</u></p> <p>2 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再雇用職員等及び定年前再雇用短時間勤務職員は、それぞれ就業規則でこの規定を準用しないことを規定しているため削除</li> <li>・引用条文の修正</li> <li>・規程の整備</li> <li>・文言の修正</li> <li>・文言の修正</li> </ul>

新	旧	改正理由等
<p><u>3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の125</u></p> <p><u>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき 100分の137.5</u></p> <p><u>(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき 100分の200</u></p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等)の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第9条 <u>次に掲げる者</u>に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p><u>(1) 25年以上勤続し、就業規則第16条第3号の規定により退職した者(同規則第19条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来のより退職した者を含む。)</u></p> <p><u>(2) 就業規則第21条第1項第4号の規定による解雇の処分を受けて退職した者</u></p> <p><u>(3) 組織の改廃、事業所の移転等の場合において理事長が定めた計画に基づき勸奨を受けて退職した者</u></p> <p><u>(4) 業務上の傷病又は死亡により退職した者</u></p> <p><u>(5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長が定めたもの</u></p> <p><u>(6) 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で理事長が定めたもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の150</u></p> <p><u>(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき 100分の165</u></p> <p><u>(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき 100分の180</u></p> <p><u>(4) 35年以上の期間については、1年につき 100分の105</u></p> <p>(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p>	<p>(新規)</p> <p>(整理退職等)の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第9条 <u>組織の改廃、事業所の移転等の場合において理事長が定めた計画に基づき勸奨を受け、若しくはその意に反して退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(就業規則第16条第3号の規定により退職した者(同規則第19条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で理事長が定めたものに限る。</u>に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p><u>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の150</u></p> <p><u>(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき 100分の165</u></p> <p><u>(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき 100分の180</u></p> <p><u>(4) 35年以上の期間については、1年につき 100分の105</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p>	<p>・規程の整備</p>

新	旧	改正理由等												
<p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第24条第1項に規定する特定団体職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第27条第1項若しくは第29条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第25条の規程による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととされたことにより一般の退職手当等<del>の</del>支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は特定地方公共団体職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第11条 <u>第9条第1項(第1号を除く。)</u>に規定する者のうち、定年退職日（就業規則第16条第3号に規定する定年退職日をいう。）から6箇月前までに退職した者（定年に達した日後に退職した者を除く。）で、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="94 1312 1299 1417"> <tr> <td>読み替える規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)	<p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第24条第1項に規定する特定団体職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第27条第1項若しくは第29条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第25条の規程による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととされたことにより一般の退職手当等<del>を</del>支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は特定地方公共団体職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第11条 <u>第9条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)</u>のうち、定年退職日（就業規則第16条第3号に規定する定年退職日をいう。）から6箇月前までに退職した者（定年に達した日後に退職した者を除く。）で、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1299 1312 2502 1417"> <tr> <td>読み替える規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)	<p>・文言の修正</p> <p>・定年引上げに伴う早期退職者に対する特例における年数の見直しの改正</p>
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
(略)	(略)	(略)												
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
(略)	(略)	(略)												
<p>第12条～第28条 (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し、就業規則第62条に該当し、第63条第1項第1号の規定による懲戒解雇（以下「<u>再雇用職員等、定年前再雇用短時間勤務職員</u>に対する解雇」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 理事長が、当該退職をした者（<u>再雇用職員等、定年前再雇用短時間</u></p>	<p>第12条～第28条 (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し、就業規則第62条に該当し、第63条第1項第1号の規定による懲戒解雇（以下「<u>再雇用職員</u>に対する解雇」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 理事長が、当該退職をした者（<u>再雇用職員</u>に対する解雇の対象とな</p>	<p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p>												

新	旧	改正理由等
<p><u>勤務職員</u>に対する解雇の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再雇用職員等、定年前再雇用短時間勤務職員</u>に対する解雇を受けたとき。</p> <p>(3) 理事長が、当該退職をした者 (<u>再雇用職員等、定年前再雇用短時間勤務職員</u>に対する解雇の対象となる者を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第32条 1～4 (略)</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6箇月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再雇用職員等、定年前再雇用短時間勤務職員</u>に対する解雇を受けた場合において、第30条第1項の規定による返納を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6箇月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再雇用職員等、定年前再雇用短時間勤務職員</u>に対する解雇を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第33条～第34条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(附則第11項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第7条から第11条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第21条第1項中「第16条」とあるのは、「第</p>	<p>る者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再雇用職員</u>に対する解雇を受けたとき。</p> <p>(3) 理事長が、当該退職をした者 (<u>再雇用職員</u>に対する免職の対象となる者を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第32条 1～4 (略)</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6箇月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再雇用職員</u>に対する免職を受けた場合において、第30条第1項の規定による返納を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6箇月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再雇用職員</u>に対する解雇を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第33条～第34条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(附則第10項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第7条から第11条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第21条第1項中「第16条」とあるのは、「第</p>	<p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・定年前短時間再雇用勤務職員に関する就業規則新設のための改正</p> <p>・引用誤り</p>

新	旧	改正理由等
<p>16条並びに附則第8項」とする。</p> <p>9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（附則第12項の規定に該当する者を除く。）で第7条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第10条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>10 (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>11 第7条から第9条まで又は附則第17項から第19項までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第7条から第9条まで及び附則第17項から第25項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>12 第7条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項並びに第10条及び附則第21項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>13 第9条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第11項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>(退職手当の基本額の算定方法の特例)</p> <p>14 第7条、第8条第3項、第9条第3項、第22条第5項の規定の適用については、当分の間、第7条第1項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上」とあるのは「15年を超え」とし、同項第4号中「21年以上」とあるのは「20年を超え」とし、同項第5号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第6号中「31年以上の」とあるのは「30年を超える」とし、同条第2項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上19年以下」とあるのは「15年を超え20年未満」とし、第8条第3項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上24年以下」とあるのは「15年を超え25年未満」とし、第9条第3項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第4号中「35年以上の」とあるのは「34年を超える」とし、第22条第5項中「在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が、」とあるのは「在職期間が、6月未満の場合には、これを切り捨て、」とし、附則第12項中「36年以上42年以下」とあるのは「35年を超え42年11月未満」とする。</p> <p>15～16 (略)</p>	<p>16条並びに附則第8項」とする。</p> <p>9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（附則第11項の規定に該当する者を除く。）で第7条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第10条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>10 (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>11 第7条から第9条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第7条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>12 第7条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は第10条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>13 第9条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第11項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>(退職手当の基本額の算定方法の特例)</p> <p>14 第7条、第8条第1項、第9条第1項、第22条第5項の規定の適用については、当分の間、第7条第1項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上」とあるのは「15年を超え」とし、同項第4号中「21年以上」とあるのは「20年を超え」とし、同項第5号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第6号中「31年以上の」とあるのは「30年を超える」とし、同条第2項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上19年以下」とあるのは「15年を超え20年未満」とし、第8条第1項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上24年以下」とあるのは「15年を超え25年未満」とし、第9条第1項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第4号中「35年以上の」とあるのは「34年を超える」とし、第22条第5項中「在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が、」とあるのは「在職期間が、6月未満の場合には、これを切り捨て、」とし、附則第12項中「36年以上42年以下」とあるのは「35年を超え42年11月未満」とする。</p> <p>15～16 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引用誤り</li> <li>・定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額の支給率については、勤続期間を同じくする定年退職の場合と同率とする規定(第8項～第10項)</li> <li>・項番引用規定の修正(第11項～第14項)</li> </ul>

新	旧	改正理由等
<p>17 <u>当分の間、第7条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額については、適用しない。</u></p>	(新規)	
<p>18 <u>当分の間、第8条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続したものであって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第7条の規定の適用については、同条第1項中「又は第9条」とあるのは、「、第9条又は附則第18項」とする。</u></p>	(新規)	
<p>19 <u>当分の間、第9条第1項の規定は、25年以上の期間勤続したものであって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第7条の規定の適用については、同条第1項中「又は第9条」とあるのは、「、第9条又は附則第19項」とする。</u></p>	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額の支給率については、勤続期間を同じくする定年退職の場合と同率とする規定(第17項～第20項)</li> </ul>
<p>20 <u>前3項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u>  <u>(1) 就業規則第18条第1号に掲げる職員</u>  <u>(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として理事長が定める職員</u></p>	(新規)	
<p>21 <u>当分の間、退職した者（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程附則第23項の規定による職員の給料月額の改定（以下「給料月額7割措置」という。）により給料月額が減額されたことがある者に限る。）の基礎在職期間（給料月額7割措置により減額された日（以下「7割措置減額日」という。）の前日までの間に限る。）中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下この項において「特別減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第7条から第9条まで（附則第18項及び第19項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第9条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</u>  <u>(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎と</u></p>	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料月額7割措置の前日以前に給料月額の月額改定があった場合には、当該減額前、給料月額7割措置前、給料月額7割措置後と勤続期間を分けて計算する特例を講ずる規定(第21項)</li> </ul>

新	旧	改正理由等						
<p>して、第7条から第9条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p> <p>(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</p> <p>ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第7条から第9条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合</p> <p>イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合</p> <p>(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</p> <p>ア その者に対する退職手当の基本額が第7条から第9条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</p> <p>イ 前号アに掲げる割合</p> <p>22 当分の間、第9条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第11条及び第15条の規定の適用については、第11条中「定年退職日」とあるのは「附則第22項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに当該右欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日」と、「(定年」とあるのは「(当該年齢」と、「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文並びに同条の表第9条第1項の項、第10条第1項第1号の項及び第10条第1項第2号の項並びに第15条表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="172 1270 1157 1549"> <tr> <td>附則第20項各号に掲げる職員以外の者</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>附則第20項第1号に掲げる職員以外の者</td> <td>65歳</td> </tr> <tr> <td>附則第20項第2号に掲げる職員以外の者</td> <td>理事長が定める年齢</td> </tr> </table> <p>23 当分の間、第9条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(前項の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(理事長が定める者を除く。))に対する第11条の規定の適用については、同条中「6箇月」とあるのは「0月」とする。</p> <p>24 当分の間、第9条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第22項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第11条及び第15条の規定の適用については、第11条中「15年」とあるのは「10年」と、同条の表第11条第1項の項、第10条第1</p>	附則第20項各号に掲げる職員以外の者	60歳	附則第20項第1号に掲げる職員以外の者	65歳	附則第20項第2号に掲げる職員以外の者	理事長が定める年齢	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>・定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、原則として、60歳以降の退職については適用しないこととする規定(第22項～第25項)</p>
附則第20項各号に掲げる職員以外の者	60歳							
附則第20項第1号に掲げる職員以外の者	65歳							
附則第20項第2号に掲げる職員以外の者	理事長が定める年齢							

新	旧	改正理由等						
<p>項第1号及び第10条第1項第2号の項並びに第15条表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の2」とあるのは「附則第22項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢で除して得た割合」とするほか、附則第16項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第11条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>25 当分の間、第9条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第22項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職した場合における第11条及び第15条の規定の適用については、第11条中「15年」とあるのは「10年」と、「前条第1項」とあるのは「前条第1項並びに附則第21項」と、同条の表第9条第1項の項、第10条第1項第1号の項及び第10条第1項第2号の項並びに第15条表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢で除して得た割合」と第11条の表中</p> <table border="1" data-bbox="142 997 1145 1728"> <tr> <td data-bbox="142 997 486 1728">第10条第1項第2号 イ</td> <td data-bbox="486 997 834 1728">前号に掲げる額</td> <td data-bbox="834 997 1145 1728">その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前7条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</td> </tr> </table> <p>とあるのは、</p> <table border="1" data-bbox="142 1864 1145 1953"> <tr> <td data-bbox="142 1864 486 1953">第10条第1項第2号 イ</td> <td data-bbox="486 1864 834 1953">前号に掲げる額</td> <td data-bbox="834 1864 1145 1953">その者が特定減額前給料月額に係る</td> </tr> </table>	第10条第1項第2号 イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前7条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	第10条第1項第2号 イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る	<p>(新規)</p>	
第10条第1項第2号 イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前7条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額						
第10条第1項第2号 イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る						



新			旧	改正理由等
		減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前7条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額		
附則第21項第1号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額		
附則第21項第2号	7割措置前給料月額に、	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の		

新			旧	改正理由等
		<p><u>日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、</u></p>		
<u>附則第21項第2号イ</u>	<u>前号に掲げる額</u>	<p><u>その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第7条から第9条まで規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u></p>		
<u>附則第21項第3号</u>	<u>退職日給料月額に、</u>	<p><u>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日</u></p>		

新			旧	改正理由等											
		<p>において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、</p>													
<p>とするほか、附則第22項の表中の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
26	<p>附則第21項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(1) 附則第21項第2号イに掲げる割合が60以上の場合 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額</p> <p>(2) 附則21項第2号アに掲げる割合が60以上の場合（前号に該当する場合を除く。） 特別特定減額前給料月額に附則第21項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p> <p>(3) 附則第21項第2号アに掲げる割合が60未満の場合 特別特定減額前給料月額に同号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p>		(新規)												
27	<p>附則第25項に規定する場合において、同項の規定により読み替えて適用する第11条に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">附則第26項</td> <td>附則第21項の</td> <td>前項の規定により読み替えて適用する附則第21項の</td> </tr> <tr> <td>同項</td> <td>前項の規定により読み替えて適用する附則第21項</td> </tr> <tr> <td>附則第26項第1号</td> <td>附則第21項第2号イ</td> <td>前項の規定により読み替えて適用する附</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	附則第26項	附則第21項の	前項の規定により読み替えて適用する附則第21項の	同項	前項の規定により読み替えて適用する附則第21項	附則第26項第1号	附則第21項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附		(新規)	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句													
附則第26項	附則第21項の	前項の規定により読み替えて適用する附則第21項の													
	同項	前項の規定により読み替えて適用する附則第21項													
附則第26項第1号	附則第21項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附													

新			旧	改正理由等
	<u>特別特定減額前給料月額</u>	<u>則第21項第2号イ</u> <u>特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額</u>		
<u>附則第26項第2号</u>	<u>特別特定減額前給料月額</u>	<u>特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額</u>		
	<u>附則第21項第2号イ</u>	<u>前項の規定により読み替えて適用する附則第21項第2号イ</u>		
	<u>及び7割措置前給料月額</u>	<u>並びに7割措置前給料月額及び7割措置</u>		

新			旧	改正理由等
		<u>前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額</u>		
	<u>当該割合</u>	<u>当該前項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合</u>		
<u>附則第26項第3号</u>	<u>特別特定減額前給料月額に同号イ</u>	<u>特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に前項の規定により読み替えて適用する同号イ</u>		
	<u>7割措置前給料月額</u>	<u>7割措置前給料月額</u>		

新		旧	改正理由等
	及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額		
	から同号イ	から同項の規定による読み替えて適用する同号イ	
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	
<p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>			



令和4年1月24日

人事部

## 神奈川県立病院機構職員の定年引上げに係る関連規程の一部改正等について

## 1 改正の趣旨

神奈川県立病院機構職員の定年の引上げを行うとともに、それに伴う新たな制度等の導入のため、神奈川県職員の定年引上げにおける制度改正及び組合との労使交渉における合意を踏まえ、次の規程等について所要の改正等を行う。

## ① 定年の引上げ

職	令和4年度 【現行】	令和5・6 年度	令和7・8 年度	令和9・10 年度	令和11～12 年度	令和13年度～ 【完成形】
ア イ・ウ以外の職員	60年	61年	62年	63年	64年	65年
イ 衛生検査技能・病棟技能職	63年				64年	65年
ウ 医師・歯科医師	65年（現行どおり）					

- ② 60歳超職員の給与水準の設定（7割水準）
- ③ 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入
- ④ 定年前再雇用短時間勤務制の導入
- ⑤ 60歳超職員の退職手当の算定方法の特例措置
- ⑥ 情報提供・意思確認制度の導入

## 【職員の定年引上げに伴う新たな制度等の導入のため制定及び一部改正する規程等】

規程等	新たな制度等	議案 番号
(1) 就業規則	①定年の引上げ ③管理監督職勤務上限年齢制 ④定年前再雇用短時間勤務制 ⑥情報提供・意思確認制度	第23号
(2) 再雇用職員等に関する就業規則	①定年の引上げ （令和13年度末に規則廃止）	第24号
(3) 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則 【新たに制定】	④定年前再雇用短時間勤務制	第25号
(4) 職員の給与に関する規程	②60歳超職員の給与水準	第26号
(5) 諸手当（退職手当以外の手当）に関する規程		
職員の管理職手当に関する規程	②60歳超職員の給与水準 ④定年前再雇用短時間勤務制	第27号
職員の初任給調整手当に関する規程	②60歳超職員の給与水準	第28号
職員の特殊勤務手当に関する規程	④定年前再雇用短時間勤務制	第29号
職員の時間外、休日、夜勤手当の特例に関する規程	④定年前再雇用短時間勤務制	第30号
職員の管理職員特別勤務手当に関する規程	②60歳超職員の給与水準	第31号
職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程	④定年前再雇用短時間勤務制	第32号
職員の専門看護手当に関する規程	④定年前再雇用短時間勤務制	第33号
(6) 職員退職手当支給規程	⑤60歳超職員の退職手当の算定方法	第34号



## 2 改正等の概要

### (1) 就業規則の一部改正

#### ア 改正の趣旨

職員の定年を令和5年4月1日から段階的に引き上げるなど所要の改正を行う。

#### イ 改正の内容

##### (ア) 職員の定年年齢

職員の定年を年齢65年とする。(第18条関係)

##### (イ) 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の導入

- 管理監督職を占める職員で管理監督職勤務上限年齢に達している職員を、管理監督職以外の職に降任等を行うものとする。

管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を、管理職手当の支給を受ける者の職及びこれに準ずる職とし、これに準ずる職は事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものの職(管理職手当支給職と同一級の非管理職手当支給職)とする。

管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とする。(第12条の2及び第12条の3関係)

- 引上げ前定年が年齢65年の医師・歯科医師は管理監督職勤務上限年齢制の適用除外とする。(第12条の4関係)
- その他、管理監督職勤務上限年齢による降任等の例外など、管理監督職勤務上限年齢制に係る所要の規定の整備を行う。(第12条の5～第12条の8、第19条関係)

##### (ロ) 定年前再雇用短時間勤務職員の新設

- 年齢60年に達した日以後に退職し、期間の定めのない職員の定年退職日相当日を経過していない者を、定年前再雇用短時間勤務職員として雇用できることとする。(第20条関係)

##### (ハ) 情報提供・意思確認制度の導入

- 理事長は、当分の間、職員が年齢60年に達する年度の前年度に、年齢60年に達する日以後に適用される雇用や給与等の制度等の情報を提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めるものとする。(附則第11項)

#### ウ 施行期日及び経過措置

##### (ア) 施行期日

令和5年4月1日

##### (イ) 経過措置

- 職員の定年は、令和5年4月1日から2年に1年ずつ段階的に引き上げる。(附則第9項及び第10項関係)
- その他、定年退職者等の再雇用に関する経過措置など、所要の経過措置を設ける。

### (2) 再雇用職員等に関する就業規則の一部改正

#### ア 改正の趣旨

定年引上げ完成後、現行の再雇用制度は廃止となるが、定年の段階的引上げ期間である令和13年度末まで、現行と同様の再雇用制度を措置するため、所要の改正を行う。

#### イ 改正の内容

- 就業規則の改正に伴う再雇用職員等の定義について改正(第3条関係)

- ・ 令和14年3月31日をもって本規則を廃止とすることとする。（附則第5項関係）
- ・ その他所要の改正を行う。（第4条、第7条、第10条関係）

#### ウ 施行期日

令和5年4月1日

### (3) 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の制定

#### ア 制定の趣旨

定年前再雇用短時間勤務職員の雇用が新たに始まることから、定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則を制定する。

#### イ 施行期日

令和5年4月1日

### (4) 職員の給与に関する規程の一部改正

#### ア 改正の趣旨

職員の定年の引上げに伴い、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料の特例を定めるなど、所要の改正を行う。

#### イ 改正の内容

- ・ 当分の間、職員の給料月額、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額に7割を乗じて得た額とする。（附則第23項、第24項関係）
- ・ 管理監督職勤務上限年齢により降任等を伴う異動等をした職員の給料月額は、起動前の給料月額に7割水準とする。（附則第25項～第30項関係）
- ・ その他所要の規定の整備を行う。

#### ウ 施行期日及び経過措置

##### (7) 施行期日

令和5年4月1日

##### (4) 経過措置

改正前就業規則の規定による勤務延長職員の給与に関し特例を設ける等、所要の経過措置を設ける。

### (5) 諸手当に関する規程

#### ア 改正の趣旨

職員の給与に関する規程の一部改正、定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の制定に伴い、以下の諸手当に関する規程について、所要の改正を行う。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職員の管理職手当に関する規程</li> <li>② 職員の初任給調整手当に関する規程</li> <li>③ 職員の特殊勤務手当に関する規程</li> <li>④ 職員の時間外、休日、夜勤手当の特例に関する規程</li> <li>⑤ 職員の管理職員特別勤務手当に関する規程</li> <li>⑥ 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程</li> <li>⑦ 職員の専門看護手当に関する規程</li> </ol> |
|---|

## イ 改正の内容

### (7) 61歳年度以降の手当額を規程で7割と定める手当

- ①職員の管理職手当に関する規程
- ②職員の初任給調整手当に関する規程
- ⑤職員の管理職員特別勤務手当に関する規程
- ・ 61歳年度以降の手当額を、7割とする規定を設ける。

### (4) 規程の対象とする職員に定年前再雇用短時間勤務職員を加える手当

- ①職員の管理職手当に関する規程
- ③職員の特殊勤務手当に関する規程
- ④職員の時間外、休日、夜勤手当の特例に関する規程
- ⑥職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程
- ⑦職員の専門看護手当に関する規程
- ・ 定年前再雇用短時間勤務職員を規定する。

### (ウ) その他所要の改正

- ・ 職員の給与に関する規程の一部改正及び定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の制定に伴う引用規定の整理、その他所要の改正を行う。

## ウ 施行期日

令和5年4月1日

## (6) 職員退職手当支給規程の一部改正

### ア 改正の趣旨

職員の定年引上げに伴い60歳前と60歳以降で給料月額と勤続期間を分けて計算する特例を定めるなど、所要の改正を行う。

### イ 改正の内容

- ・ 定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額の支給率については、勤続期間を同じくする定年退職の場合と同率とする。(附則第8項～第10項、第17項～第20項関係)
- ・ 給料月額7割措置により退職手当算定額が低下する不利益を回避するため、給料のピークとなる60歳前と60歳以降で給料月額と勤続期間を分けて計算する特例を定めるなど、所要の改正を行う。
- ・ 給料月額7割措置の前日以前に給料月額の月額改定があった場合には、当該減額前、給料月額7割措置前、給料月額7割措置後と勤続期間を分けて計算する特例を講ずる(附則第21項、第26項、第27項関係)
- ・ 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、原則として、60歳以降の退職については適用しないこととする。(附則第22項～第25項関係)
- ・ その他所要の規定の整備を行う。

## ウ 施行期日

令和5年4月1日